

第五十一回国会 衆議院 商工委員会 議 録 第二十九号

昭和四十一年四月二十日(水曜日)

午前十時四十分開議

出席委員

委員長 天野 公義君

理事 浦野 幸男君

理事 河本 敏夫君

理事 板川 正吾君

理事 中村 重光君

理事 稻村左近四郎君

小笠 公昭君

神田 博君

小宮山重四郎君

二階堂 進君

早稲田祐三君

島口重次郎君

加藤 進君

出席國務大臣

通商産業大臣 三木 武夫君

出席政府委員

総理府事務官 (科学技術片振 谷敷 寛君)

通商産業事務官 (重工業局長 川出 千速君)

特許庁長官 倉八 正君

中小企業庁長官 山本 重信君

中小企業庁次長 影山 衛司君

四月十九日

特許法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二九号)

実用新案法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三〇号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

官公需についての中小企業者の受注の確保に關

第一類第九号

商工委員会議録第二十九号

昭和四十一年四月二十日

する法律案(内閣提出第一四二号)

特許法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二九号)

実用新案法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三〇号)

機械工業振興臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一八号)

○天野委員長 これより会議を開きます。

去る十六日当委員会に付託になりました内閣提出、官公需についての中小企業者の受注の確保に關する法律案並びに昨十九日に付託になりました内閣提出、特許法の一部を改正する法律案及び同じく実用新案法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず通商産業大臣から趣旨の説明を聴取することといたします。三木通商産業大臣。

官公需についての中小企業者の受注の確保に關する法律案

官公需についての中小企業者の受注の確保に關する法律

(目的)

第一条 この法律は、国等が物件の買入れ等の契約を締結する場合における中小企業者の受注の機会を確保するための措置を講ずることにより、中小企業者が供給する物件等に対する需要の増進を図り、もつて中小企業者の発展に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号の一に該当する者をいう。

一 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、工業、鉱業、建設業、運送業その他の業種(次号に掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く)に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本の額又は出資の総額が一千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、商業又はサービス業(次号の政令で定める業種を除く)に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

四 特別の法律によつて設立された組合及びその連合会であつて政令で定めるもののうちその直接又は間接の構成員たる事業者の三分の二以上が前三号の一に該当する者であるもの並びに企業組合(以下「組合」という。)

2 この法律において「国等」とは、国及び公共企業体(日本専売公社、日本国有鉄道及び日本電信電話公社をいう。以下同じ。)

並びに公庫の予算及び決算に關する法律(昭和二十六年法律第九十九号)第一条に規定する公庫その他の特別の法律によつて設立された法人であつて政令で定めるもの(以下「公庫等」という。)をいう。

(受注機会の増大の努力)

第三条 国等は、国等を当事者の一方とする契約で国等以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し国等が対価を支払ふべきもの(以下「国等の契約」という。)を締結するに当たつては、予算の公正かつ効率的な使用に留意しつつ、中小企業者の受注の機会の増大を図るよう努めなければならない。この場合においては、組合を国等の契約の相手方として活用するように配慮しなければならない。

(中小企業者に関する国等の契約の方針の作成等)

第四条 国は、毎年度、国等の契約に關し、国等の当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針を作成するものとする。

2 通商産業大臣は、あらかじめ各省各庁の長等(国については財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第二十条第二項に規定する各省各庁の長、公共企業体又は公庫等についてはその主務大臣をいう。以下同じ。)

と協議して前項の方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

3 通商産業大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、第一項の方針の要旨を公表しなければならない。

(国等の契約の実績の概要の通知)

第五条 各省各庁の長等は、毎会計年度又は毎事業年度の終了後、中小企業者との間でした国等の契約の実績の概要を通商産業大臣に通知するものとする。

(各省各庁の長等に対する要請)

第六条 通商産業大臣及び中小企業者の行なう事業の主務大臣は、当該事業を行なう者を相手方とする国等の契約に關し、各省各庁の長等に対し、中小企業者の受注の機会の増大を図るため特に必要があると認められる措置をとるべきことを要請することができる。

(地方公共団体の施策)

第七条 地方公共団体は、国の施策に準じて、中小企業者の受注の機会を確保するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 中小企業庁設置法(昭和二十三年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項第四号の五の次に次の一号を加える。

四の六 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和四十一年法律第号）の施行に関する事。

理由

中小企業者が供給する物件等に対する需要の増進を図るため、国等が物件の買入れ等の契約を締結する場合における中小企業者の受注の機会を確保するための措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

特許法の一部を改正する法律案

特許法の一部を改正する法律

特許法昭和三十四年法律第二百一十一号の一部を次のように改正する。

第四條の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

第四條 削除

第五條に見出しとして「期間の延長等」を附する。

第九條中「変更、放棄若しくは取下」を「放棄若しくは取下げ」に、「申立の取下」を「申立ての取下げ」に改め、「若しくは第二百一十一條第一項」を削る。

第十條を次のように改める。

（代理権の証明）

第十條 前条の規定による特別の授權は、書面をもつて証明しなければならない。

2 特許代理人（第八條第三項に規定する者を除く。）が前条に規定する手続をしようとするときは、書面をもつて代理権を証明しなければならない。

第十三條第四項を削る。

第十四條中「変更、放棄及び取下」を「放棄及び取下げ」に、「申立の取下」を「申立ての取下げ」に改め、「又は第二百一十一條第一項」を削る。

第十七條及び第十八條を次のように改める。

（手続の却下）

第十七條 特許庁長官は、次に掲げる場合は、決定をもつて手続を却下しなければならない。ただし、第一号に掲げる場合については、前条の規定による追認があつたときは、この限りでない。

一 手続が第七條第一項から第三項まで又は第九條の規定に違反してされたとき。

二 手続が第八條第一項の規定に違反してされたとき。

三 手続が第十三條第一項又は第二項の規定による命令に違反してされたとき。

四 手続がこの法律又はこの法律に基づく命令で定める方式に違反してされたとき。（通商産業省令で定める場合を除く。）

五 手続について第九十五條第一項の規定による手数料を納付しなかつたとき。

六 手続がこの法律の規定に基づく期間経過後にされたとき。

2 前項の決定は、文書をもつて行ない、かつ、理由を附さなければならない。

（手続の補正）

第十八條 手続をした者は、事件が審査、審判又は再審に係属している場合に限り、その補正をすることが出来る。ただし、特許出願の日から六月を経過した後又は出願公告をすべき旨の決定の通知があつた後は、その特許出願の願書に添附した明細書及び図面については、第六十四條（第五十九條第一項又は第二項）これらの規定を第七十四條第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を除き、その補正をすることが出来ない。

2 第四十條の規定により特許出願が手続補正書を提出した時にしたものとみなされたときは、前項ただし書の六月は、同項ただし書の規定にかかわらず、もとの特許出願の日の翌日から起算する。

3 第一項の規定による補正をするには、手続補正書を提出しなければならない。

第二十三條第一項中「又は中止し」を削り、「申立を申立て」に改める。

第二十四條中「同法第二百十條中「法定代理人」とあるのは「法定代理人若ハ特許代理人」とを削る。

第二十七條第一項第一号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は第七十五條第一項の規定による特許権の変更」を削る。

第三十一條を削り、第三十條第一項中「有する者」の下に「又はその者の同意を得た者」を加え、「行い」を「行ない」に改め、「発表し」の下に「外国における特許権若しくは実用新案権に相当する権利についての出願を」を加え、「前条第一項各号」を「第二十九條第一項各号」に改め、同条第二項中「前条第一項各号」を「第二十九條第一項各号」に改め、同条第三項中「有する者」の下に「又はその者の同意を得た者」を加え、「前条第一項各号」を「第二十九條第一項各号」に改め、同条第三十條とし、第二十九條第一項第三号中「刊行物」の下に「（外国における特許権又は実用新案権に相当する権利についての出願の願書に添附した発明の明細書又は図面であつて、特許出願前に何人も謄本若しくは抄本の交付又は謄写を請求することができたものを含む）」を加え、同条第二項中「基いて」を「基づいて」に改め、同条の次に次の一條を加える。

第三十條 特許出願の日前の他の特許出願又は実用新案登録出願の願書に添附した明細書に記載した事項又は図面の内容として当該特許出願後に記載された発明については、前条第一項の規定にかかわらず、特許を受けることができない。

2 発明者又は考案者でない者であつて特許を受ける権利又は実用新案登録を受ける権利を承継しないものがした特許出願又は実用新案登録出願は、前項の規定の適用については、特許出願又は実用新案登録出願でないものとみなす。

第三十四條第七項中「第三十九條第七項及び第

八項」を「第三十九條第五項及び第六項」に改める。

第三十六條第一項第一号中「並びに法人にあつては代表者の氏名」を削り、同項第四号中「及び住所又は居所」を削り、同条第三項を次のように改める。

3 前項第一号の発明の名称には、その発明の内容を簡明に表示した名称を記載しなければならない。

第三十九條の見出しを「（同日出願）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項を同条第一項とし、同条第三項を削り、同条第四項を同条第二項とし、同条第五項中「実用新案登録出願」の下に「放棄され、」を加え、「無効にされ」を「却下され」に、「前四項」を「前三項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項中「第一項から第四項まで」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項中「第二項又は第四項」を「第一項又は第二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第八項中「第二項又は第四項」を「第一項又は第二項」に改め、同項を同条第六項とする。

第四十條を次のように改める。

第四十條 願書に添附した明細書又は図面について特許出願の日から六月以内であつて出願公告をすべき旨の決定の通知前にした補正がこれらの要旨を変更するものであるときは、その補正によつて願書に添附した明細書に記載した事項又は図面の内容に含まれることとなつた事項については、その補正について手続補正書を提出した時にその特許出願がされたものとみなす。

第四十一條中「出願公告をすべき旨の決定の謄本の送達前に」を「特許出願の日から六月以内であつて出願公告をすべき旨の決定の通知前に」に改める。

第四十二條を次のように改める。

第四十二條 願書に添附した明細書又は図面について特許出願の日から六月を経過した後又は出願公告をすべき旨の決定の通知があつた後にした補正であつて、第六十四條第一項（第五十

九条第一項又は第二項（これらの規定を第七十四條第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する期間内にしたものが第六十四條第一項の規定又は同条第二項（第五十九條第一項又は第二項（これらの規定を第七十四條第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）次項において同じ。）に違反しているものであるときは、その補正がされなかつたものとみなす。

2 願書に添附した明細書又は図面について特許出願の日から六月を経過した後出願公告をすべき旨の決定の通知前にした補正であつて、第六十四條第一項に規定する期間内にしたものが第六十四條第一項の規定又は同条第二項において準用する第六十六條第二項の規定に違反しているものと出願公告後に認められたときは、前項の規定にかかわらず、その特許出願は、その補正について手続補正書を提出した時にしたものとみなす。

第四十二條の次に次の一条を加える。
第四十二條の二 第四十條又は前条第二項の規定により特許出願が手続補正書を提出した時にしたものとみなされたときは、前三條の六月は、前三條の規定にかかわらず、もとの特許出願の日の翌日から起算する。

第四十四條第二項中「特許出願について査定又は審決が確定した後は」を「特許出願の日から六月を経過した後は又は出願公告をすべき旨の決定の通知があつた後は、第五十條第一項（第五十九條第一項（第七十四條第一項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による通知を受けた場合又は特許異議の申立があつた場合において、第五十條第一項又は第五十七條（第五十九條第二項（第七十四條第一項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）の規定により指定された期間内にするときを除き」に改め、

同条第三項中「第三十條第四項」を「第三十一條第四項」に改め、同条に次の一項を加える。

4 第四十條の規定により特許出願が手続補正書を提出した時にしたものとみなされたときは、第二項の六月は、同項の規定にかかわらず、もとの特許出願の日の翌日から起算する。

第四十五條及び第四十六條 削除
第四十七條中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 審査官は、特許出願の日から三年以内に第五十條第一項の規定による通知又は出願公告をすべき旨の決定をするように努めなければならない。

第四十九條第一号中「第三十一條」を「第三十條」に、「第三十九條第一項から第四項まで」を「第三十九條第一項若しくは第二項」に改め、同条第三号中「第三十六條第四項若しくは第五項」を「第三十六條第三項から第五項まで」に改める。

第五十條に次のただし書を加える。
ただし、特許異議の申立の理由に示す事項のみを拒絶の理由とする拒絶をすべき旨の査定をしようとするときは、この限りでない。

2 特許出願人が前項の規定により指定された期間内に同項の規定による意見書又は願書に添附した明細書若しくは図面についての手続補正書を提出しないときは、その特許出願は、取り下げたものとみなす。

第五十一條第二項中「決定の謄本を特許出願人に送達し」を「特許出願人にその旨を通知し」に改め、同条第三項中「行」を「行なう」に改め、同項第一号中並びに法人にあつては代表者の氏名を削り、同項第三号中「及び住所又は居所」を削り、同条第四項中「二月間」を「三月間」に改める。

第五十二條第一項に次のただし書を加える。
ただし、その権利を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予

防を請求することはできない。

第五十二條第二項中「基」を「基づく」に、「行」を「行なう」に改め、同条第三項中「基」を「基づく」に改め、同条第四項中「基」を「基づく」に改め、同条第五項中「無効にされ」を「却下され」に改める。

第五十三條及び第五十四條を次のように改める。
第五十三條及び第五十四條 削除
第五十五條第一項中「二月以内」を「三月以内」に改め、同条に次の一項を加える。

3 特許異議申立書に記載した理由及び証拠の表示は、補正をすることができない。

第五十六條を次のように改める。
第五十六條 削除
第五十八條第一項中「第五十六條の規定により特許異議申立書について補正をすることができ期間及び」を削り、同条第二項中「行」を「行ない」に改める。

第六十四條の見出しを「特許出願後六月を経過した後の補正等」に改め、同条第一項中「出願公告をすべき旨の決定の謄本の送達があつた後に、第五十條を、第五十條第一項に、同条を、特許出願の日から六月を経過した後又は出願公告をすべき旨の決定の通知があつた後においても、同項又は第五十七條に改め、同条第二項中「前項ただし書」を、「前項ただし書」に改め、「第六十六條第三項の規定は前項第一号の場合に」を削る。

第六十六條第二項中「第三年」を「第五年」に改める。

第六十七條第二項中「第五十三條第四項（第五十九條第一項（第七十四條第一項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。」を「第四十二條第二項に改め、同条第三項を削る。

第七十四條及び第七十五條を次のように改める。
第七十四條及び第七十五條 削除
第七十六條の見出し中「相続人」を「相続人等」に

改め、同条中「ないとき」を「なく、かつ、同法第九百五十八條の三の規定によつても処分されなかつたとき」に改める。

第七十九條中「第五十三條第四項（第五十九條第一項（第七十四條第一項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。」を「第四十二條第二項」に改める。

第八十條の見出し中「無効審判」を「無効審判等」に改め、同条第一項中「者であつて、第二百三十三條第一項又は実用新案法」の下に「（昭和三十四年法律第二百三十三号）第三十六條第一項若しくは」を加え、同項第五号中「又は実用新案法」の下に「第三十六條第一項若しくは」を加える。

第八十二條第一項中「意匠法」の下に「（昭和三十四年法律第二百二十五号）を加える。

第七十條第一項中「（追加の特許権（第七十五條第一項の規定により独立の特許権となつたものを含む。以下同じ。）にあつては、出願公告の日から第七十四條の規定により消滅し又は第六十七條第三項に規定する存続期間が満了するまで）」を削り、同項の表の下欄中（追加の特許権にあつては、一発明につき五百円）、（追加の特許権にあつては、一発明につき八百円）、（追加の特許権にあつては、一発明につき千五百円）、（追加の特許権にあつては、一発明につき二千円）及び（追加の特許権にあつては、一発明につき六千円）を削る。

第八十八條第一項中「第三年」を「第五年」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前条第一項の規定による第六年以後の各年分の特許料は、第六年及び第七年、第八年及び第九年、第十年及び第十一年、第十二年及び第十三年又は第十四年及び第十五年の各二年分をそれぞれ第五年、第七年、第九年、第十一年又は第十三年以前に一時に納付しなければならぬ。

ただし、特許をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があつた日の属する年が第五年であつてその日から第五年の末日までの日数が三十日に満たない場合における第六年及び第七年の

各年分の特許料並びに出願公告の日から特許をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があつた日までに五年以上を経過した場合における第六年から査定又は審決の謄本の送達があつた日の属する年(査定又は審決の謄本の送達があつた日からその日の属する年の末日までの日数が三十日に満たないときは、査定又は審決の謄本の送達があつた日の属する年の次の年。以下この項において同じ。)までの各年分の特許料(査定又は審決の謄本の送達があつた日の属する年が第六年、第八年、第十年、第十二年又は第十四年のいずれかであるときは、第六年から査定又は審決の謄本の送達があつた日の属する年の次の年までの各年分の特許料)は、特許をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があつた日から三十日以内に一時に納付しなければならぬ。

第百八条に次の一項を加える。

4 特許権の設定の登録を受ける者が第一項又は第二項ただし書に規定する期間内に特許料を納付しないときは、その特許出願は、取り下げたものとみなす。

第百九条中「第三年」を「第五年」に改める。

第百十二条第三項中「第四年」を「第六年」に改める。

第百二十一条第二項中「前項」を「第一項」に、「責を責め」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 特許庁長官は、遠隔又は交通不便の地にある者のため、職権で、前項に規定する期間を延長することができる。

第百二十二条を次のように改める。

第百二十二条 削除

第百二十三条第一項第一号中「第三十一条」を「第三十条」に、「第三十九条第一項から第四項まで」を「第三十九条第一項若しくは第二項」に改め、同項第三号中「第三十六条第四項又は第五項」を「第三十六条第三項から第五項まで」に改める。第百二十四条中「刊行物」の下に「(外国における

特許権又は実用新案権に相当する権利についての出願の願書に添付した発明の明細書又は図面であつて、特許出願前に何人も謄本若しくは抄本の交付又は謄写を請求することができたものを含む。を)を加え、「基いて」を「基づいて」に改める。第百三十一条第一項第一号中「並びに法人にあつては代表者の氏名」を削る。

第百三十三条を次のように改める。

第百三十三条 削除

第百三十五条中「その補正をする」を「第十七条第一項の規定により却下する」に改める。

第百五十九条第一項を削り、同条第二項を同条第一項とし、同条第三項中「第五十五条から第五十八条まで及び」を「第五十五条、第五十七条、第五十八条、」に改め、「第六十二条まで」の下に「及び第六十四条」を加え、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「第三項」を「第二項」に、「申立て」を「申立て」に改め、同項を同条第四項とする。

第百六十二条の前の見出し及び同条を削り、第百六十一条中「並びに第百四十九条」を「第百四十九条、第百五十三條第三項、第百五十五條並びに第百五十六條」に改め、同条を第百六十二条とし、第百六十条第三項中「前条第三項」を「前条第二項」に改め、同条の次に次の一項を加える。

第百六十一条 第百二十一条第一項の審判の請求に係る特許出願が放棄され、又は取り下げられたときは、当該審判の請求は、取り下げられたものとみなす。

第百六十三条を次のように改める。

第百六十三条 削除

第百六十四条第二項を削る。

第百六十五条を次のように改める。

第百六十五条 削除

第百六十九條第三項中、「第百二十二條第一項」を削る。

第百七十四條第一項中、「第百三十三條」を削り、「第百五十五條第一項、第百五十六條から第百六十條まで」を「第百五十七條から第百六十一条

まで」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第百三十三條」を「第百三十四條」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中、「第百三十三條」及び「第百六十五條」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とする。

第百七十八條の見出しを「審決に対する訴え」に改め、同条第一項を次のように改める。

審決に対する訴えは、東京高等裁判所の専屬管轄とする。

第百七十八條第二項中「訴え」を「訴え」に改め、同条第三項中「訴え」を「訴え」に改め、「又は決定」を削り、同条第六項中「訴え」を「訴え」に改める。

第百七十九條中「訴え」を「訴え」に改め、同条ただし書中「又は第百二十九條第一項の審判」を「若しくは第百二十九條第一項の審判又はこれらの審判の確定審決に対する第百七十一條第一項の再審」に、「審判の請求人」を「審判又は再審の請求人」に改める。

第百八十一条の見出しを「(審決の取消し)」に改め、同条第一項中「訴え」を「訴え」に改め、「又は決定」を削り、同条第二項中「又は決定」を削り、「取消」を「取消し」に、「行い」を「行ない」に改める。

第百八十二条の見出しを「(訴訟の完結の通知等)」に改め、同条中「訴え」を「訴え」に、「訴訟手続」を「訴訟」に、「特許庁長官に各審級の裁判の正本を送付し」を「その旨を特許庁長官に通知し」に改め、同条に次の一項を加える。

2 裁判所は、前項の場合において、訴訟が裁判により完結したときは、同項の規定による通知と同時に、特許庁長官に各審級の裁判の謄本を送付しなければならない。

第百八十五條中、「第七十五條第一項及び」若しくは「第三号」を削り、「第百七十四條第三項」を「第百七十四條第二項」に改める。

第百八十六條第二号中「又は第百二十二條第一項」を削る。

第百九十一條第二項中「とともに特許庁の掲示場に掲示する」を削り、「行なう」を「行なう」に改める。

第百九十三條第二項第一号中「取下」を「取下げ」に、「無効」を「却下」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 削除

第百九十三條第二項第六号及び第七号中「取下」を「取下げ」に改め、同項第八号中「訴え」を「訴え」に改める。

第百九十五條の二中「補正の却下の決定、」及び「審判又は再審の請求書の却下の決定並びに」を削る。

第百九十五條の二中「補正の却下の決定、」及び「審判又は再審の請求書の却下の決定並びに」を削る。

第百九十五條の二中「補正の却下の決定、」及び「審判又は再審の請求書の却下の決定並びに」を削る。

第百九十五條の二中「補正の却下の決定、」及び「審判又は再審の請求書の却下の決定並びに」を削る。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十一年十月一日から施行する。

(手続の無効等)

第二条 この法律の施行前にした手続が改正後の特許法(以下「新法」という。)第十七條第一項各号の一に該当する場合における当該該当を理由とする手続の無効その他の処分については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。(手続の中断)

第三条 この法律の施行の際現に改正前の特許法(以下「旧法」という。)第二十四條において準用する民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九號)第二十條の規定により中断している手続の受継については、なお従前の例による。(拒絶の理由)

第四条 この法律の施行前にした特許出願(この法律の施行前にした特許出願についてこの法律の施行後に新法第四十四條第一項の規定によつてした新たな特許出願及び附則第八條の規定によりその例によるものとされた旧法第五十三條第四項(旧法第百五十九條第一項(旧法第百七十四條第一項)において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。附則第十五條において同じ。)に係る拒絶の理由については、新法第二十九條から第三十一条まで、第三十六條第三

項、第三十九條並びに第四十九條第一号及び第三号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(意見書等の提出)

第五條 新法第五十條第二項(新法第五百十九條第一項(新法第七十四條第一項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。の規定は、この法律の施行前に旧法第五十條(旧法第五百十九條第二項(旧法第七十四條第一項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。の規定により期間を指定した場合については、適用しない。

(明細書等の補正)

第六條 新法第四十條及び第四十一條の規定は、この法律の施行前に願書に添付した明細書又は図面についてした補正であつて、特許出願の日から六月を経過した後出願公告をすべき旨の決定の願書の送達前にしたもの(次条又は附則第八條の規定により従前の例によるものとされたものを除く。))についても適用する。

2 新法第四十二條の規定は、前項に規定する補正については、適用しない。

第七條 この法律の施行前に設定の登録があつた特許権に係る特許出願の願書に添付した明細書又は図面についてした補正(次条の規定により従前の例によるものとされたものを除く。))については、旧法第四十條から第四十二條までの規定は、新法の施行後も、なおその効力を有する。

第八條 この法律の施行前に旧法第五十三條第一項又は第五十四條第一項(これらの規定を旧法第五百十九條第一項(旧法第七十四條第一項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。の規定による却下の決定の願書の送達があつた補正については、なお従前の例による。

第九條 附則第七條の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法第四十條の規定により、旧法第五十三條第四項(旧法第五百十九條第

一項(旧法第七十四條第一項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。以下この条において同じ。の規定により、又は前条の規定によりその例によるものとされた旧法第五十三條第四項の規定により、特許出願が手続補正書を提出した時にしたものとみなされた場合におけるその特許出願に係る特許権の存続期間の起算の日又はその特許出願に係る特許権についての先使用による通常実施権については、なお旧法第六十七條第二項又は第七十九條の例による。

(出願書類等の縦覧)
第十條 この法律の施行前に出願公告があつた特許出願に係る出願書類及びその附属物件の縦覧については、新法第五十一條第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(特許異議の申立)
第十一條 この法律の施行前に出願公告があつた特許出願に係る特許異議の申立の期間及び当該特許出願に係る特許異議申立書に記載した理由又は証拠の表示の補正については、新法第五十五條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(設定の登録)
第十二條 この法律の施行前に特許をすべき旨の査定又は審決の願書の送達があつた特許出願に係る特許権の設定の登録については、新法第六十六條第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(特許料の納付)
第十三條 この法律の施行前に特許をすべき旨の査定又は審決の願書の送達があつた特許出願に係る特許権についての第一年から第三年までの各年分の特許料及びこの法律の施行前に特許をすべき旨の査定又は審決の願書の送達があつた特許出願であつて出願公告の日から特許をすべき旨の査定又は審決の願書の送達があつた日までに三年以上を経過していたものに係る特許権についての第四年から査定又は審決の願書の送

達があつた日の属する年(査定又は審決の願書の送達があつた日からその日の属する年の末日までの日数が三十日に満たないときは、査定又は審決の願書の送達があつた日の属する年の次の年)までの各年分の特許料の納付については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に特許をすべき旨の査定又は審決の願書の送達があつた特許出願に係る特許権についての特許料であつて、次の各号に掲げるもの(前項に規定するものを除く。))の納付期間は、新法第八十條第一項及び第二項本文の規定にかかわらず、当該各号に掲げるとおりとする。

一 第四年及び第五年の各年分の特許料 この法律の施行後一年以内(旧法第八十條第二項本文の規定がなおその効力を有するものとした場合におけるこれらの各年分の特許料の納付期間がこの法律の施行後一年経過以前に満了するものであるときは、その納付期間)

二 この法律の施行の際現に第六年、第八年、第十年、第十二年又は第十四年の各年度分までの特許料を納付している場合(この法律の施行の際現にこれらの各年分までの特許料に係る旧法第八十條第二項本文に規定する納付期間がすでに経過している場合において当該各年分までの特許料を納付していないとき及びこの法律の施行の際現に同項ただし書の規定により特許をすべき旨の査定又は審決の願書の送達があつた日から三十日以内にこれらの各年分までの特許料を納付しなければなら

ないこととされている場合を含む。))におけるこれらの各年の次の年分の特許料 第六年、第八年、第十年、第十二年又は第十四年以前新法第九十九條の規定は、前項に規定する特許料については、適用しない。

4 新法第一百二十二條第一項から第三項までの規定は、第二項に規定する特許料(同項第二号に掲げるものを除く。))に準用する。この場合において、同条第三項中「第八十條第二項本文に規定

する期間の経過の時にさかのぼつて」とあるのは、「出願公告の日から三年(第五年分の特許料の場合にあつては、四年)を経過した時に」と読み替へるものとする。

5 この法律の施行の際現に第六年、第八年、第十年、第十二年若しくは第十四年の各年分の特許料に係る旧法第八十條第二項本文に規定する納付期間がすでに経過している場合におけるこれらの各年分の特許料若しくはこれらの各年の次の年分の特許料又はこの法律の施行の際現に第六年、第八年、第十年、第十二年若しくは第十四年の各年分までの特許料を納付している場合におけるこれらの各年の次の年分の特許料の追納については、なお従前の例による。

(追加の特許)
第十四條 この法律の施行前にした追加の特許出願に係る追加の特許又は追加の特許権については、旧法第二十七條、第三十一條、第六十七條第三項、第七十四條、第七十五條、第七十七條及び第八十五條の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

(特許の無効の理由)
第十五條 この法律の施行前にした特許出願に係る特許の無効の理由については、新法第二十九條から第三十一條まで、第三十六條第三項、第三十九條並びに第二百二十三條第一項第一号及び第三号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(請求公告)

第十六條 この法律の施行前に旧法第六十四條第二項(旧法第七十四條第四項において準用する場合を含む。))の規定による請求公告をすべき旨の決定の願書の送達があつた旧法第九十九條第六條第一項の審判又は同項の審判の確定審決に対する再審については、なお従前の例による。

(裁判の正本の送付)
第十七條 この法律の施行前に旧法第七十九條ただし書に規定する訴えについて訴訟が完結した場合における裁判の正本の送付については、

新法第百八十二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(新法の適用)

第十八条 新法の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、旧法の規定によつて生じた効力を妨げない。

(旧法による処分等の効力)

第十九条 旧法によつてした処分、手続その他の行為(この附則の規定により従前の例によつてしたものを含む)は、新法中にこれに相当する規定があるときは、新法によつてしたものとみなす。

(意匠法の一部改正)

第二十条 意匠法(昭和三十四年法律第百二十五号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号中「並びに法人にあつては代表者の氏名」を削り、同項第三号中「及び住所又は居所を削り、同条第五項中「基いて」を「基ついて」に改める。

第九条第三項中「取り下げられ、又は無効にされ」を「取り下げられたとき(第十九条において、第五十二條において準用する特許法第百五十九條第一項において、又は第五十七條において準用する同法第百七十四條第一項において準用する同法第百五十九條第一項において、それぞれ準用する同法第五十條第二項の規定により取り下げたものとみなされたときを除く。)、又は却下され」に改める。

第十三条を次のように改める。

第十三条 削除

第十五条第一項を次のように改める。

特許法第三十七條(共同出願)、第四十條及び第四十二條から第四十四條まで(明細書等の補正と要旨変更、優先権主張の手続及び特許出願の分割)の規定は、意匠登録出願に準用する。この場合において、同法第四十二條第二項中「出願公告後に」とあるのは、「意匠権の設定の登録があつた後に」と読み替へる

ものとする。

第十九条中「第四十七條第二項」を「第四十七條第三項」に、「第五十三條(補正の却下)、第六十三條(査定方式)及び第六十五條(訴訟との関係)」を「及び第六十三條から第六十五條まで(査定の方式、特許出願後六月を経過した後の補正等及び訴訟との関係)」に改める。

第二十条第三項第一号中並びに法人にあつては代表者の氏名」を削る。

第二十九條中「第四十條」の下に「又は第四十二條第二項」を加え、「又は第十九條において若しくは第五十二條において準用する特許法第百五十九條第一項において、若しくは第五十七條において準用する同法第百七十四條第一項において準用する同法第百五十九條第一項において、それぞれ準用する同法第五十三條第四項の規定により」を削る。

第三十四條第一項中「実用新案法の下に(昭和三十四年法律第百二十三号)」を加える。

第三十六條中「相続人」を「相続人等」に改める。

第四十三條に次の一項を加える。

4 意匠権の設定の登録を受ける者が第一項に規定する期間内に登録料を納付しないときは、その意匠登録出願は、取り下げたものとみなす。

第四十六條第二項中「前項」を「第一項」に、「責」を「責め」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 特許庁長官は、遠隔又は交通不便の地にある者のため、職権で、前項に規定する期間を延長することができる。

第四十七條を次のように改める。

第四十七條 削除

第五十一條第二項を削る。

第五十二條中「第百三十二條」の下に、「第百三十四條」を加え、「第百六十一條から第百六十三條まで」を「第百六十一條、第百六十二條」に改める。

第五十七條中「第百七十四條第一項から第三項まで及び第五項」を「第百七十四條第一項、第二項及び第四項」に改める。

第五十九條の見出しを「(審決に対する訴え)」に改め、同条第一項を次のように改める。

審決に対する訴えは、東京高等裁判所の専屬管轄とする。

第五十九條第二項中「審決又は決定の取消」を「審決の取消し」に、「裁判の正本の送付」を「訴訟の完結の通知等」に、「訴え」を「訴え」に改める。

第六十八條第一項中「第三條から第五條まで(期間及び期日)」を「第三條(期間の計算)及び第五條(期間の延長等)」に改め、同条第六項中「補正の却下の決定、査定、審決及び審判又は再審の請求書の却下の決定」を「査定及び審決」に改める。

第七十五條中「第百七十四條第一項から第三項まで」を「第百七十四條第一項若しくは第二項」に改める。

別表の八の項中「第四條若しくは」を削る。

(意匠法の一部改正に伴う経過措置)

第二十一條 附則第二條、第三條、第五條から第九條まで及び第十七條から第十九條までの規定は、前條の規定による意匠法の一部改正に伴う経過措置に關して準用する。

(商標法の一部改正)

第二十二條 商標法(昭和三十四年法律第百二十七號)の一部を次のように改正する。

第五條第一項第一号中「並びに法人にあつては代表者の氏名」を削る。

第八條第三項中「無効にされ」を「却下され」に改め、同条第五項中「行方」を「行なり」に改め、同條の次に次の一條を加える。

(商標等の補正と要旨変更)

第八條の二 願書に添附した書面に表示した商標又は願書に記載した指定商品について商標登録出願の日から六月以内であつて出願公告をすべき旨の決定の通知前にした補正がこれらの要旨を変更するものと出願公告後に認められたときは、前項の規定にかかわらず、その商標登録出願は、その補正について手続補正書を提出した時にしたものとみなす。

らの要旨を変更するものであるときは、その補正がされなかつたものとみなす。

2 願書に添附した書面に表示した商標又は願書に記載した指定商品について商標登録出願の日から六月以内であつて出願公告をすべき旨の決定の通知前にした補正がこれらの要旨を変更するものと出願公告後に認められたときは、前項の規定にかかわらず、その商標登録出願は、その補正について手続補正書を提出した時にしたものとみなす。

3 特許法(昭和三十四年法律第百二十一號)

第四十二條及び第四十三條の二(明細書等の補正と要旨変更)の規定は、商標登録出願に準用する。この場合において、同法第四十二條の二中「第四十條又は前條第二項」とあるのは、「商標法第八條の二第二項の規定又は同條第三項において準用する前條第二項」と読み替へるものとする。

第十條第二項を削り、同條第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項ただし書中「昭和三十四年法律第百二十一號」を削り、同項を同條第二項とし、同條に次の一項を加える。

3 特許法第四十四條第二項(特許出願の分割)の規定は、第一項の規定による商標登録出願の分割に準用する。

第十三條第一項中「第四十條、第四十二條(明細書等の補正と要旨変更)及び」を削る。

第十六條第二項中「決定の謄本を商標登録出願人に送達し」を「商標登録出願人にその旨を通知し」に改め、同條第三項中「行方」を「行なり」に改め、同條第一号中「並びに法人にあつては代表者の氏名」を削る。

第十七條中「第四十七條第二項」を「第四十七條第三項」に、「及び第五十三條」を、「第五十五條及び第五十七條」に改め、「補正の却下」を削り、「出願公告決定後の補正」を「特許出願後六月を経過した後の補正等」に改める。

第二十條第一項第一号中「並びに法人にあつ

ては代表者の氏名を削り、同条第三項中「責め」を「責め」に改める。

第三十二條第一項中「第十三條第一項」を「第八條の二第二項の規定により、又は同条第三項に」、「第四十條を」第四十二條第二項に改め、「又は第四十七條において、若しくは第五十六條第一項において準用する特許法第五十九條第一項において、若しくは第六十一條において準用する特許法第七十四條第一項において準用する同法第五十九條第一項において、それぞれ準用する同法第五十三條第四項の規定により」を削る。

第三十五條中「相続人」を「相続人等」に改める。

第四十一條に次の一項を加える。

4 商標権の設定の登録を受ける者又は商標権の存続期間を更新した旨の登録を受ける者が第一項又は第二項に規定する期間内に登録料を納付しないときは、その商標登録出願又は商標権の在続期間の更新登録の出願は、取り下げたものとみなす。

第四十四條第二項中「前項」を「第一項」に、「責め」を「責め」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 特許庁長官は、遠隔又は交通不便の地にある者のため、職権で、前項に規定する期間を延長することができる。

第四十五條を次のように改める。

第四十五條 削除

第五十六條第一項中「第三十二條の下に」、「第三十四條」を加え、「第六十三條を」第六十二條に改め、同条第二項中「取下」を「取下げ」に改める。

第六十一條中「第七十四條第一項から第三項まで及び第五項」を「第七十四條第一項、第二項及び第四項」に、「第七十四條第三項」を「第七十七條第二項」に改める。

第六十三條の見出しを（審決に対する訴え）に改め、同条第一項を次のように改める。

審決に対する訴えは、東京高等裁判所の専屬管轄とする。

第六十三條第二項中「審決又は決定の取消」を「審決の取消し」に、「裁判の正本の送付」を「訴訟の完結の通知等」に、「訴」を「訴え」に改め、同項後段中「又は」を「若しくは」に改める。

第六十五條第二項中「謄本の送達」を「通知」に改める。

第六十八條第三項中「基づく」を「基づく」に改め、同条第四項中「第四十四條から第四十六條まで」を「第四十四條、第四十六條」に改め、同条第五項中「第六十三條の二まで」を「第六十一條まで、第六十三條及び第六十三條の二」に改める。

第六十九條第一項中「第七十四條第三項」を「第七十四條第二項」に改める。

第七十五條第二項中「第九十三條第二項第一号から第六号まで」を「第九十三條第二項第一号、第二号、第四号から第六号まで」に改める。

第七十七條第一項中「第三條から第五條まで（期間及び期日）」を「第三條（期間の計算）及び第五條（期間の延長等）」に改め、同条第六項中「補正の却下の決定、査定、審決及び審判又は再審の請求書の却下の決定」を「査定及び審決」に改める。

第八十三條中「第七十四條第一項から第三項まで」を「第七十四條第一項若しくは第二項」に改める。

別表の五の項中「第四條若しくは」を削る。

（商標法の一部改正に伴う経過措置）

第二十三條 附則第二條、第三條、第五條から第十一條まで及び第十七條から第十九條までの規定は、前条の規定による商標法の一部改正に伴う経過措置に關して準用する。この場合において、附則第六條第一項中「新法第四十條及び第四十一條」とあるのは、「附則第二十二條の規定による改正後の商標法第八條の二第一項及び

第二項」と読み替えるものとする。

（罰則の適用）

第二十四條 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により従前の例によるものとされた手続に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十五條 附則第二條から第十九條まで、第二十一條及び前二條に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

理由

特許出願の激増等特許法施行後における特許に關する事情の変化にかんがみ、特許出願の処理の促進に資するため、特許制度の整備改善を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

実用新案法の一部を改正する法律案

実用新案法（昭和三十四年法律第百二十三號）の一部を次のように改正する。

目次中「審査」を「審査及び出願公開」に、「第四十一條を」第四十二條の二に、「第四十九條を」第四十八條の二に改める。

第三條第一項第三号中「刊行物」の下に（外国に於ける実用新案権又は特許権に相當する権利に關する出願の願書に添附した考案の明細書又は図面であつて、実用新案登録出願前に何人も謄本若しくは抄本の交付又は謄写を請求することができたものを含む）を加え、同条第二項中「基いて」を「基ついて」に改め、同条の次に次の一項を加える。

第三條の二 実用新案登録出願の日前の他の実用新案登録出願又は特許出願の願書に添附した明細書に記載した事項又は図面の内容として当該実用新案登録出願後に実用新案公報又は特許公報に掲載された事項に記載された考案について

は、前条第一項の規定にかかわらず、実用新案登録を受けることができない。

2 考案者又は発明者でない者であつて実用新案登録を受ける権利又は特許を受ける権利を承継しないものがした実用新案登録出願又は特許出願は、前項の規定の適用については、実用新案登録出願又は特許出願でないものとみなす。

第四條中「前条」を「第三條第一項」に改める。

第五條第一項第一号中「並びに法人にあつては代表者の氏名」を削り、同項第四号中「及び住所又は居所」を削り、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前項第三号」を「第二項第三号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項第一号の考案の名称には、その考案の内容を簡明に表示した名称を記載しなければならぬ。

第七條の見出しを（同日出願）に改め、同条第一項を削り、同条第二項を同条第一項とし、同条第三項を削り、同条第四項中「又は特許出願」を削り、「取り下げられ」を「放棄され、取り下げられ」に、「無効にされ」を「却下され」に、「前三項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項中「又は発明者」、「又は特許を受ける権利」、「又は特許出願」及び「から第三項まで」を削り、同項を同条第三項とし、同条第六項中「第二項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項中「第二項」を「第一項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第八項中「第三十九條第四項」を「第三十九條第二項」に改め、同項を同条第六項とする。

第八條を次のように改める。

（明細書等の補正）

第八條 願書に添附した明細書又は図面について第三十五條第一項の審判の請求と同時にした補正が第四十條の四第一項の規定又は同条第二項において準用する第三十九條第二項の規定に違反しているものであるときは、その補正がされなかつたものとみなす。

2 願書に添付した明細書又は図面について第三十五條第一項の審判の請求と同時にした補正であつて、出願公開前にしたものが第四十條の四第一項の規定又は同條第二項において準用する第三十九條第二項の規定に違反しているものと出願公開後に認められたときは、前項の規定にかかわらず、その実用新案登録出願は、その補正について手続補正書を提出した時にしたものとみなす。

第九條第一項中「第三十條」を「第三十一條」に、「第四十條」から第四十四條まで「明細書等の補正と要旨変更、優先権主張の手続及び特許出願の分割」を「第四十三條（優先権主張の手続）」に改める。

第三章の章名を次のように改める。

第三章 審査及び出願公開

第十條及び第十一條を次のように改める。

(出願公開前の審査官による審査)

第十條 特許庁長官は、実用新案登録出願があつたときは、審査官にその実用新案登録出願が次の各号の一に該当するかどうかを審査させなければならぬ。

一 その実用新案登録出願に係る考案が物品の形状、構造又は組合せに係るものでないとき。
二 その実用新案登録出願に係る考案が第四條の規定により実用新案登録を受けることができないものであるとき。

三 その実用新案登録出願が第六條に規定する要件をみたしていないとき。

第十一條 審査官は、前條の規定による審査において同條各号の一に該当すると認める実用新案登録出願については、その出願の日から六月以内に拒絶をすべき旨の査定をしなければならぬ。

第十一條の次に次の一條を加える。

(出願公開)

第十一條の二 特許庁長官は、実用新案登録出願の日から六月を経過したときは、その実用新案登録出願について、出願公開をしなければならぬ。

ない。ただし、前條の拒絶をすべき旨の査定があつたときは、この限りでない。

2 特許庁長官は、第四十條の六第一項又は第四十條の七第一項（第四十五條第一項において準用する場合を含む。）の規定により前條の拒絶をすべき旨の査定を取り消す旨の査定又は審決があつたときは、前項ただし書の規定にかかわらず、その査定又は審決に係る実用新案登録出願について、その査定又は審決が同項に規定する期間経過後にされたものであるときはその査定又は審決後に、出願公開をしなければならぬ。

3 特許庁長官は、出願公開の日から六月間、特許庁において出願書類及びその附属物件を公衆の縦覧に供しななければならない。

4 特許法第五十一條第三項（出願公告の方法）の規定は、第一項又は第二項の出願公開に準用する。

第十二條の見出しを「（出願公開の効果等）」に改め、同條第一項中「次條において準用する特許法第五十一條第二項の規定により出願公告」を「前條第一項又は第二項の規定により出願公開」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、その権利を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することはできない。

第十二條第二項中「基づく」を「基づく」に、「行う」を「行なう」に改め、同條第三項中「基づく」を「基づき」に改め、同條第四項中「基づく」を「基づく」に改め、同條第五項中「出願公告」を「出願公開」に「無効にされ」を「却下され」に改め、「若しくは審決」を削り、同條の次に次の六條を加える。

(登録異議の申立)

第十二條の二 出願公開があつたときは、何人も、その日から六月以内に、特許庁長官に登録異議の申立をすることができる。

した登録異議申立書に必要な証拠書類その他の証拠物件を添付して提出しなければならない。

3 登録異議申立書に記載した理由及び登録異議申立書に添付した証拠書類その他の証拠物件は、補正をすることができない。

4 登録異議の申立は、取り下げることができない。

(登録異議の申立があつた場合の審査官による審査)
第十二條の三 特許庁長官は、登録異議の申立があつたときは、前條第一項に規定する期間が経過した後、審査官にその登録異議の申立に係る実用新案登録出願を審査させなければならない。

第四十條の六第一項又は第四十條の七第一項（第四十五條第一項において準用する場合を含む。）の規定により次條の拒絶をすべき旨の査定を取り消す旨の査定又は審決があつたときも、同様とする。

第十二條の四 審査官は、前條の規定による審査において登録異議の申立の理由に示す事項に基づきその実用新案登録出願が次の各号の一に該当すると認めるときは、その実用新案登録出願について拒絶をすべき旨の査定をしなければならない。

一 その実用新案登録出願に係る考案が第三條、第三條の二、第四條、第七條第一項若しくは第六項、第九條第一項において準用する特許法第三十七條又は第五十五條第三項において準用する同法第二十五條の規定により実用新案登録をすることができないものであるとき。

二 その実用新案登録出願に係る考案が條約の規定により実用新案登録をすることができないものであるとき。

三 その実用新案登録出願が第五條第三項から第五項まで又は第六條に規定する要件をみたしていないとき。

四 その実用新案登録出願人が考案者でない場合において、その考案について実用新案登録を受ける権利を承継していないとき。

第十二條の五 審査官は、登録異議の申立に係る実用新案登録出願については、前條の拒絶をすべき旨の査定をするものを除き、実用新案登録をすべき旨の査定をしなければならない。

(登録異議の申立がなかつた場合の決定)
第十二條の六 特許庁長官は、第十二條の二第一項に規定する期間内に登録異議の申立がなかつたときは、その実用新案登録出願について実用新案登録をすべき旨の決定をしなければならない。

2 前項の決定は、文書をもつて行なわなければならない。

3 特許庁長官は、第一項の決定をしたときは、決定の謄本を実用新案登録出願人に送達しなければならない。

(査定の方式)
第十二條の七 第十一條、第十二條の四又は第十二條の五の査定は、文書をもつて行ない、かつ、理由を附記しなければならない。

2 特許庁長官は、第十一條、第十二條の四又は第十二條の五の査定があつたときは、査定の謄本を実用新案登録出願人に送達しなければならない。

3 特許庁長官は、第十二條の四又は第十二條の五の査定があつたときは、その査定の結論を登録異議申立人に通知しなければならない。

第十三條を次のように改める。
(特許法の準用)
第十三條 特許法第四十七條第三項（審査官の資格）、第四十八條（審査官の除斥）及び第六十五條（訴訟との関係）の規定は、実用新案登録出願の審査に準用する。

第十四條第二項中「第三十一條第一項第一号」を「第三十一條第一項」に、「第三年」を「第五年」に改める。

第十五條第一項中「出願公告」を「出願公開」に、「十年」を「八年」に、「十五年」を「十年」に改め、同條第二項を次のように改める。

2 第八条第二項の規定により実用新案登録出願が手続補正書を提出した時にしたものとみなされたときは、前項ただし書の十年は、同項ただし書の規定にかかわらず、もとの実用新案登録出願の日の翌日から起算する。

第二十條の見出し中「無効審判」を「無効審判等」に改め、同条第一項中「第三十七條第一項又は」を「第三十六條第一項若しくは第三十七條第一項又は」に改める。

第二十四條第一項中「意匠法」の下に「昭和十四年法律第百二十五号」を加える。

第二十六條中「相続人」を「相続人等」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、同法第七十一條第二項中「三名」とあるのは「一名」と、同法第七十九條中「第四十條又は第四十二條第二項」とあるのは「実用新案法第八條第二項」と読み替えるものとする。

第三十一條第一項中「十年の」を「八年の」に改め、同項第三号中「第七年から第十年まで」を「第七年及び第八年」に改める。

第三十二條第一項中「前条第一項第一号」を「前条第一項」に、「第三年」を「第五年」に、「審決を決定」に改め、同条第二項中「前条第一項第二号又は第三号」を「前条第一項」に、「第四年」を「第六年」に改め、同項ただし書中「出願公告」を「実用新案登録をすべき旨の査定の謄本の送達があつた日の属する年が第五年であつてその日から第五年の末日までの日数が三十日に満たない場合における第六年分の登録料及び出願公開」に改め、「又は審決を削り、「三年」を「五年」に、「経過したときは、」を「経過した場合における」に改め、同条に次の一項を加える。

4 実用新案権の設定の登録を受ける者が第一項又は第二項ただし書に規定する期間内に登録料を納付しないときは、その実用新案登録出願は、取り下げたものとみなす。

第三十三條第三項中「第三十一條第一項第二号又は第三号」を「第三十一條第一項」に、「第四

第一類第九号 商工委員会議事録第二十九号 昭和四十一年四月二十日

年」を「第六年」に改める。

第三十五條第二項中「前項」を「第一項」に、「責」を「責め」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 特許庁長官は、遠隔又は交通不便の地にある者のため、職権で、前項に規定する期間を延長することができる。

第三十六條を次のように改める。

(実用新案登録の効力の確認の審判)
第三十六條 実用新案権者又は専用実施権者は、自己の実用新案権又は専用実施権を侵害されたときは、その実用新案登録が次条第一項各号のいずれにも該当しないことを確認することについて審判を請求することができる。第四十一條の二第一項(同条第三項において準用する場合を含む。以下同じ)の規定による命令があつたときも、同様とする。

2 次条第三項及び第三十九條第四項の規定は、前項の審判の請求に準用する。

第三十七條第一項第一号中「第三條」の下に「第三條の二」を加え、「第七條第一項から第三項まで若しくは第八項」を「第七條第一項若しくは第六項」に改め、同項第三号中「第五條第三項又は第四項」を「第五條第三項から第五項まで」に改め、同条第三項中「審判長」を「審判官(第四十條の二第二項の合議体にあつては、審判長)」に改める。

第三十八條中「刊行物」の下に「(外国における実用新案権又は特許権に相当する権利についての出願の願書に添付した考案の明細書又は図面であつて、実用新案登録出願前に何人も謄本若しくは抄本の交付又は謄写を請求することができたものを含む。以下同じ)」を加え、「基いて」を「基づいて」に改める。

第三十九條第四項ただし書中「ただし、」の下に「第三十六條第一項又は」を加える。

第四十條の次に次の九條を加える。

(審判官による審判)
第四十條の二 審判は、一人の審判官が行なり。

2 事件が複雑である場合その他必要があると認められる場合において特許庁長官が事件を指定したときは、その事件についての審判は、前項の規定にかかわらず、三人の審判官の合議体が行なり。

3 審判官の資格は、政令で定める。

4 特許法第百三十六條第二項(合議体の合議)の規定は、第二項の合議体に準用する。

(審判官の指定)
第四十條の三 特許庁長官は、第三十五條第一項の審判に係る審判事件以外の各審判事件について、審判を行なうべき審判官(前条第二項に規定する指定があつた審判事件については、同項の合議体を構成すべき審判官)を指定しなければならない。第三十五條第一項の審判に係る審判事件について第四十條の六第二項の規定による送付があつたときも、同様とする。

2 特許庁長官は、前項の規定により指定した審判官が審判に関与することに故障があるときは、その指定を解いて他の審判官を指定しなければならない。

3 特許法第百三十八條(審判長)の規定は、第一項の規定により前条第二項の合議体を構成すべき審判官を指定した場合に準用する。

(拒絶査定に対する審判における特則)
第四十條の四 実用新案登録出願人は、拒絶をすべき旨の査定を受けたときは、第三十五條第一項の審判の請求と同時にする場合に限り、その拒絶をすべき旨の査定の理由を示す事項について、願書に添付した明細書又は図面について補正をすることができる。ただし、その補正は、次に掲げる事項を目的とするものに限る。

一 実用新案登録請求の範囲の減縮
二 誤記の訂正
三 明瞭でない記載の釈明

2 第三十九條第二項の規定は、前項ただし書の場合に準用する。

第四十條の五 特許庁長官は、第三十五條第一項の審判の請求があつたときは、審査官にその請

求を審査させなければならない。

2 第十三條の規定は、前項の規定による審査に準用する。

第四十條の六 審査官は、審判の請求を理由があると認めるときは、その拒絶をすべき旨の査定を取り消す旨の査定をしなければならない。

2 審査官は、前項の規定によりその拒絶をすべき旨の査定を取り消す旨の査定をする場合を除き、意見を附して事件を特許庁長官に送付しなければならない。

3 第十二條の七第一項及び第二項の規定は、第一項の査定に準用する。

第四十條の七 審判官は、第三十五條第一項の審判の請求を理由があると認めるときは、その拒絶をすべき旨の査定の理由を認めるときは、その拒絶をすべき旨の査定を取り消す旨の審決をしなければならない。

2 前項の審決があつた場合における判断は、その事件について審査官を拘束する。

(実用新案登録の効力の確認の審判における特則)
第四十條の八 第三十六條第一項の審判を請求するときは、審判の請求書にその実用新案権若しくは専用実施権の侵害の事実を疎明するに足りる資料又は第四十一條の二第一項の規定による命令を証明する書面を添付しなければならない。

第四十條の九 審判官は、第三十六條第一項の審判の請求に係る実用新案登録が第三十七條第一項各号の一に該当するときは、その実用新案登録を無効にすべき旨の審決をしなければならない。ただし、その審判の請求が実用新案権の設定の登録の日から三年を経過した後にされたものであるときは、その実用新案登録が実用新案登録出願前に外国において頒布された刊行物に記載された考案又はその考案に基づいてその考案の属する技術の分野における通常の知識を有する者が容易に考案をすることができ、その考案として実用新案登録を無効にすべき旨の審決を

することができない。

2 審判官は、前項の規定により実用新案登録を無効にすべき旨の審決をしようとするときは、実用新案権者に対し、無効の理由を通知し、相当の期間を指定して、意見を申し立てる機会を与えなければならない。

第四十条の十 審判官は、第三十六条第一項の審判の請求に係る実用新案登録について無効の理由を発見しないときは、その旨の審決をしなければならない。前条第一項ただし書の場合も、同様とする。

第四十一条中「第三百三十条から」を「第三百三十条から第三百三十二条まで、第三百三十四条、第三百三十五条、第三百三十九条から」に、「並びに第五百五十六条」を、「第五百五十六条、第五百五十七条、第五百六十一条、第五百六十二条、第五百六十四条並びに第五百六十六條に」、「審判官」を「審判官の除斥又は忌避」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、同法第三百三十二条第一項中「第三百三十一条又は第三百二十九条第一項」とあるのは「実用新案法第三十六条第一項、第三十七条第一項又は第四十条第一項」と、同条第三項並びに同法第五百三十三条第一項及び第三項中「審判」とあるのは「審判（実用新案法第三十六條第一項の審判を除く）」と、同法第五百三十九條第三項中「第三百三十一条第一項又は第三百二十六條第一項」とあるのは「実用新案法第三十五條第一項、第三十六条第一項又は第三十九条第一項」と読み替えるものとする。

第五章中第四十一条の次に次の一条を加える。

(訴訟との関係における特則)
第四十一条の二 実用新案権者又は専用実施権者が第三十六条第一項の審判の請求をしないのでその実用新案権又は専用実施権の侵害に關して訴えを提起し又は仮差押え若しくは仮処分申請をしたときは、裁判所は、原告又は仮差押え若しくは仮処分の申請をした者に対し、相当の期間を指定して、同項の審判を請求すべきことを命ずることができる。ただし、第三十七条第一

項の審判の審決を経た実用新案登録に係る実用新案権又はその実用新案権についての専用実施権の侵害に關する場合は、この限りでない。

2 前項の規定により指定した期間内に第三十六条第一項の審判の請求がされないときは、裁判所は、前項の訴え又は申請を却下することができる。

3 前二項の規定は、被告又は仮差押え若しくは仮処分の申請の相手方が、攻撃又は防禦の方法として、その実用新案権又は専用実施権の侵害に關する主張をした場合に準用する。この場合において、前項中「前項の訴え又は申請」とあるのは、「攻撃又は防禦の方法」と読み替えるものとする。

第四十五条の見出しを「審判の規定等の準用」に改め、同条中「特許法」を「第四十条の二、第四十条の三及び第四十条の七並びに特許法」に改め、「再審」の下に「第三十六条第一項の審判の確定審決に対する再審を除く」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、同法第七十四条第一項中「第三百三十五条」とあるのは「第三百三十五条、第三百三十九条」と、「第五百五十七条から第六百六十一条まで」とあるのは「第五百五十七条、第五百六十一条」と、同条第二項中「第三百三十四条」とあるのは「第三百三十四条、第三百三十五条、第三百三十九條」と、同条第三項中「第三百三十五条」とあるのは「第三百三十五条、第三百三十九條」と読み替えるものとする。

第四十五条に次の一項を加える。

2 第四十条の二、第四十条の三及び第四十条の九から第四十一条まで並びに特許法第七十三條（再審の請求期間）、第七十四條第四項（民事訴訟法の準用）及び第七十六條（再審の請求登録前の実施による通常実施権）の規定は、第三十六条第一項の審判の確定審決に対する再審に準用する。

審決に対する訴えは、東京高等裁判所の専屬管轄とする。

第四十七条第二項中「審決又は決定の取消」を「審決の取消しに」、「裁判の正本の送付」を「訴訟の完結の通知等」に、「訴に」を「訴えに」に改める。

第七章中第四十九条の前に次の一条を加える。

(手続の補正)

第四十八条の三 実用新案登録出願、請求その他実用新案登録に關する手続をした者は、事件が審査、審判又は再審に係属している場合に限り、その補正をすることが出来る。ただし、実用新案登録出願の願書に添附した明細書及び図面については、第四十条の四第一項の規定により補正をすることが出来る場合を除き、その補正をすることができない。

2 前項の規定による補正をするには、手続補正書を提出しなければならない。

第五十五条第一項中「第三条から第五条まで（期間及び期日）」を「第三条期間の計算）及び第五条期間の延長等」に改め、同条第二項中「第六条から」を「第六條から第十七條まで、第十九條から」に改め、同条第六項中「補正の却下の決定」を削り、「査定」の下に「実用新案登録をすべき旨の決定及び」を加え、「及び審判又は再審の請求書の却下の決定」を削る。

第六十二条中「第四十一条の下に」を「第四十五条第二項において準用する場合を含む」を加え、「第十三条において準用する特許法第五十九条において」を削り、「第四十五条」を「第四十五条第一項」に、「第四項」を「第三項」に改める。

別表の三の項を次のように改める。

三	削除
---	----

別表の七の項中「第四条若しくは」を削る。

附則

第一条 この法律は、昭和四十一年十月一日から施行する。

(出願公告をすべき旨の決定があつた実用新案登録出願)

第二条 この法律の施行前に出願公告をすべき旨の決定があつた実用新案登録出願については、その実用新案登録出願について査定又は審決が確定するまでは、なお従前の例による。

(手続の無効等)

第三条 この法律の施行前にした手続が改正後の実用新案法（以下「新法」という）第五十五条第二項において準用する特許法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第 号）による改正後の特許法（以下「新特許法」という）第十七條第一項各号の一に該当する場合における当該該当を理由とする手続の無効その他の処分については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(手続の中断)

第四条 この法律の施行の際現に改正前の実用新案法（以下「旧法」という）第五十五条第二項において準用する特許法の一部を改正する法律による改正前の特許法（以下「旧特許法」という）第二十四條において準用する民事訴訟法（明治二十三年法律第二十九号）第二百十條の規定により中断している手続の受継については、なお従前の例による。

(拒絶の理由)

第五条 この法律の施行前にした実用新案登録出願（この法律の施行前にした実用新案登録出願についてこの法律の施行後に附則第二条の規定によりその例によるものとされた旧法第九條第一項において準用する旧特許法第四十四条第一項の規定によつてした新たな実用新案登録出願及び附則第八條の規定によりその例によるものとされた旧法第十三條において、旧法第四十一条において準用する旧特許法第五十九条第一項において、又は旧法第四十五条において準用する旧特許法第七十四條第一項において、それぞれ準用する同法第五十九条第一項において、それぞれ準用する同法第五十三条第四項の規定によつ

てした新たな実用新案登録出願を含む。附則第十二条第五項、第十三条及び第十六条において同じ。この新法第十二条の三の規定による審査における拒絶の理由については、新法第三条、第三條の二、第五條、第七條並びに第十二条の四第一号及び第三号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(出願公開前の審査等)

第六条 この法律の施行前にした実用新案登録出願についての新法第十一条の規定の適用については、同条中「その出願の日から六月以内に」とあるのは、「出願公開前に」とする。

2 この法律の施行前にした旧法第十一条の拒絶をすべき旨の査定(附則第二条の規定により従前の例によるものとされた実用新案登録出願に係るものを除く)は、新法第十一条の拒絶をすべき旨の査定とみなす。ただし、当該拒絶をすべき旨の査定の理由については、なお従前の例による。

3 前項の規定により新法第十一条の拒絶をすべき旨の査定とみなされた旧法第十一条の拒絶をすべき旨の査定については、新法第四十条の六第一項又は第四十条の七第一項(新法第四十五条第一項において準用する場合を含む)の規定による取消しの査定又は審決があつたときは、その実用新案登録出願は、新法第十条から第十一条の二までの規定の適用については、新法第十一条の拒絶をすべき旨の査定を受けずに新法第十条の審査に係属しているものとみなす。

(明細書の補正)

第七条 この法律の施行前に願書に添付した明細書又は図面についてした補正であつて出願公告をすべき旨の決定の膳本の送達前にしたものの(この法律の施行前に出願公告をすべき旨の決定があつた実用新案登録出願に係るもの及び次の規定により従前の例によるものとされたものを除く)がこれらの要旨を変更するものであるときは、その実用新案登録出願は、その補正について手続補正書を提出した時にしたものと

みなす。この場合において、旧法第九条第一項において準用する旧特許法第四十一条の規定は、新法の施行後も、なおその効力を有する。

2 この法律の施行前に実用新案登録をすべき旨の査定又は審決が確定した実用新案登録出願(この法律の施行後に附則第二条の規定により従前の例により実用新案登録をすべき旨の査定又は審決が確定したものを含む)の願書に添付した明細書又は図面についてした補正(次条の規定により従前の例によるものとされたものを除く)については、旧法第九条第一項において準用する旧特許法第四十条から第四十二条までの規定は、新法の施行後も、なおその効力を有する。

第八条 この法律の施行前に旧法第十三条において、旧法第四十一条において準用する旧特許法第五十九條第一項において、又は旧法第四十五条において準用する旧特許法第七十四条第一項において準用する同法第五十三條第一項において、それぞれ準用する同法第五十三條第一項又は第五十四條第一項の規定による却下の決定の膳本の送達があつた補正(附則第二条の規定により従前の例によるものとされた実用新案登録出願に係るものを除く)については、なお従前の例による。

第九条 附則第七条第一項の規定により、同条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法第九条第一項において準用する旧特許法第四十条の規定により、又は旧法第十三条において、旧法第四十一条において準用する旧特許法第五十九條第一項において、若しくは旧法第四十五条において準用する旧特許法第七十四條第一項において準用する同法第五十九條第一項において、それぞれ準用する同法第五十三條第四項(前条の規定によりその例によるものとされた場合を含む)の規定により、実用新案登録出願が手続補正書を提出した時にしたものとみなされた場合におけるその実用新案登録出願に係る実用新案権についての先使用に

よる通常実施権については、なお旧法第二十六条において準用する旧特許法第七十九条の例による。

(出願公開)

第十条 この法律の施行後当分の間、新法第十一条の二第二項中「実用新案登録出願の日から六月を経過したときは」とあるのは、「実用新案登録出願の日から六月を経過した後相当の期間内に」と読み替へるものとする。

2 この法律の施行前に旧法第十三条において準用する旧特許法第五十条の規定による通知があつた実用新案登録出願(この法律の施行前に旧法第十一条の拒絶をすべき旨の査定があつたものを除く)については新法第十一条の二の規定による出願公開があつたときは、その通知に記載した事項を理由とする登録異議の申立があつたものとみなす。

(設定の登録)

第十一条 この法律の施行前に実用新案登録をすべき旨の査定又は審決の膳本の送達があつた実用新案登録出願に係る実用新案権の設定の登録については、新法第十四条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(登録料の納付)

第十二条 この法律の施行前に実用新案登録をすべき旨の査定又は審決の膳本の送達があつた実用新案登録出願に係る実用新案権についての第一年から第三年までの各年分の登録料及びこの法律の施行前に実用新案登録をすべき旨の査定又は審決の膳本の送達があつた実用新案登録出願であつて出願公告の日から実用新案登録をすべき旨の査定又は審決の膳本の送達があつた日までに三年以上を経過していたものに係る実用新案権についての第四年から査定又は審決の膳本の送達があつた日の属する年(査定又は審決の膳本の送達があつた日からその日の属する年の末日までの日数が三十日に満たないときは、査定又は審決の膳本の送達があつた日の属する年の次の年)までの各年分の登録料の納付につ

いては、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に実用新案登録をすべき旨の査定又は審決の膳本の送達があつた実用新案登録出願に係る実用新案権についての第四年及び第五年の各年分の登録料(前項に規定するものを除く)の納付期間は、新法第三十二条第一項及び第二項本文の規定にかかわらず、この法律の施行後一年以内(旧法第三十二条第二項本文の規定がなおその効力を有するものとした場合におけるこれらの各年分の登録料の納付期間がこの法律の施行後一年経過以前に満了するものであるときは、その納付期間)とする。

3 新法第三十三条第一項から第三項までの規定は、前項に規定する登録料に準用する。この場合において、同条第三項中「前条第二項本文に規定する期間の経過の時にさかのぼつて」とあるのは、「出願公告の日から三年(第五年分の登録料の場合にあつては、四年)を経過した時に」と読み替へるものとする。

4 新法第三十四条において準用する新特許法第九條の規定は、第二項に規定する登録料については、適用しない。

5 この法律の施行前にした実用新案登録出願に係る実用新案権についての第九年及び第十年の各年分の登録料の納付については、なお従前の例による。

(存続期間)

第十三条 この法律の施行前にした実用新案登録出願に係る実用新案権の存続期間については、なお旧法第十五條第一項の例による。ただし、同項中「出願公告」とあるのは、「出願公告又は出願公開」とする。

2 新法第八條第二項の規定により、附則第七条第一項の規定により、同条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法第九條第一項において準用する旧特許法第四十条の規定により、又は旧法第十三条において、旧法第四十一条において準用する旧特許法第五十九條第一項において、若しくは旧法第四十五条に

において準用する旧特許法第七十四条第一項において準用する同法第五十九条第一項において、それぞれ準用する同法第五十三条第四項（附則第八條の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、この法律の施行前にした実用新案登録出願が手続補正書を提出した時にしたものとみなされたときは、前項の規定によりその例によるものとされた旧法第十五条第一項ただし書の十五年は、同項ただし書の規定にかかわらず、もとの実用新案登録出願の日の翌日から起算する。

（訴訟との関係における特則）

第十四条 この法律の施行前に出願公告をすべき旨の決定があつた実用新案登録出願に係る実用新案権及びその実用新案権についての専用実施権については、新法第四十一条の二の規定は、適用しない。

（審判官の指定の失効）

第十五条 この法律の施行の際現に審判又は再審に係属している事件（附則第二条、第八條又は第十七條の規定により従前の例によるものとされたものを除く。）について、旧法第四十一条において、又は旧法第四十五条において準用する旧特許法第七十四条第一項、第三項若しくは第四項において、それぞれ準用する同法第三十七條第一項の規定によつてした審判官の指定は、この法律の施行の日にその効力を失う。

2 この法律の施行の際現に係属している旧法第二十六條において準用する旧特許法第七十一条第一項に規定する判定請求事件について、同条第二項の規定によつてした審判官の指定は、この法律の施行の日にその効力を失う。

（実用新案登録の無効の理由）
第十六条 この法律の施行前にした実用新案登録出願に係る実用新案登録の無効の理由については、新法第三条、第三条の二、第五条、第七条並びに第三十七條第一項第一号及び第三号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（請求公告）

第十七条 この法律の施行前に旧法第四十一条において、又は旧法第四十五条において準用する旧特許法第七十四条第四項において、それぞれ準用する旧特許法第六十四條第二項の規定による請求公告をすべき旨の決定の謄本の送達があつた旧法第三十九條第一項の審判又は同項の審判の確定審決に対する再審については、なお従前の例による。

（裁判の正本の送付）

第十八条 この法律の施行前に旧法第四十七條第二項において準用する旧特許法第七十九條ただし書に規定する訴えについて訴訟が完結した場合における裁判の正本の送付については、新法第四十七條第二項において準用する新特許法第八十二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（新法の適用）

第十九条 新法の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、旧法の規定によつて生じた効力を妨げない。

（旧法による処分等の効力）

第二十条 旧法によつてした処分、手続その他の行為（この附則の規定により従前の例によつてしたものを含む。）は、新法中にこれに相当する規定があるときは、新法によつてしたものとみなす。

（罰則の適用）

第二十一条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により従前の例によるものとされた手続に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十二条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

理由

実用新案登録出願の激増等実用新案法施行後に

における実用新案に関する事情の変化にかんがみ、実用新案登録出願の処理の促進に資するため、実用新案制度の整備改善を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○三木国務大臣 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

御承知のとおり、わが国経済の健全な発展をはかるためには、中小企業の振興がきわめて重要であり、政府といたしまして、かねてから、中小企業の近代化・高度化を鋭意推進してまいりましたが、中小企業の事業活動を一そう振興するためには、中小企業に対する需要を増進することが肝要であります。

かかる観点から、中小企業基本法においても中小企業者の官公需の受注機会の増大をはかるべきこととされておりますが、特に、最近の不況を反映して中小企業者が受注の確保に困難を来たしておりますとき、中小企業者に対する官公需の確保策を一そう拡充することは、政府の緊要な責務であります。したがって、この際中小企業者に対する官公需の確保についての方策を法制化し、官公需の調達にあたるすべての者が、その職務の遂行にあたり、中小企業者の受注機会の増大をはかるようつとめることを明らかにすべきものと考へます。

次に、この法案の内容につきまして、その概要を御説明申し上げます。

この法案は、まず第一に、国及び公共企業体、公庫等が契約を締結するにあたりましては、予算の公正かつ効率的な使用に留意しつつ、中小企業者の受注機会の増大をはかるよう積極的に努力すべきことを明確にいたしております。特に、この場合において政府がかねてから助成してまいりました中小企業者の組合に対しまして受注機会を与えよう十分配慮すべきことといたしております。

第二に、この努力の方向と具体的な措置を明らかにするために、国は、毎年度国等の契約に關し、中小企業者の受注機会の増大をはかるための方針を作成するとともに、その要旨を公表するものといたしております。

第三に、この方針の実効を確保するための措置といたしましては、各省庁の長等が毎年度終了後、国等の契約の実績の概要を通商産業大臣に通知することとし、通商産業大臣は、常に各省庁等の官公需の調達の実態を把握し、必要があるときは、各省庁の長等に対して中小企業者の受注機会を増大するために必要と認められる措置を講ずるよう要請し得ることといたしております。

なお、地方公共団体につきましても、国の施策に準じて施策を講ずるようにつとめるべきことといたしております。

以上が、この法案の提案理由及び要旨でございますが、何とぞ御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願いいたします。

次に、特許法の一部を改正する法律案につき、その提案理由及び概要を御説明申し上げます。

最近における技術革新の進展、貿易の自由化等を背景として、特許出願は激増し、しかもその内容は一段と高度化、複雑化しつつあります。この結果、特許庁における増員、機構の拡充、予算の増加等種々の審査促進対策の実施にもかかわらず、審査は大幅におくれ、特許庁には未処理案件が累積し、現在では特許一件当たりの審査に要する期間は平均約三年半に達する状況となっております。企業活動に幾多の不便を与えておりますのが実情であります。

このような事態を打開し、特許権の設定が技術の進展の段階に相応し、時代の要請に合致して、迅速に行なわれるようにするため、政府は、工業所有権制度改正審議会に対し、審査、審判の促進方策について諮問を行ない、同審議会は三年近くにわたって慎重な検討を加えてまいりました。その結果、同審議会は、制度運用上の諸施策のみをもつてしては特許制度の機能を生かすことができないとの結論に達し、昨年七月特許制度自体の改

正に關する答申が出されたのであります。

本法律案は、この答申に基づき、さらに關係各方面の意見を取り入れて作成いたしましたものであります。ちなみに、諸外国におきましても、審査の遅延に腐心しており、審査促進のための改正が次々と行なわれつつあります。すなわち、オランダでは一昨年一月から新制度が施行されており、ドイツでも近く新しい法律が施行される予定であり、また米國においても昨年四月大統領令により特許制度の根本的改正に乗り出しているのであります。

次に本法律案の概要につき御説明申し上げます。

第一は、特許に關する手續を簡素化、合理化したことであります。特許法につきましましては、今後とも審査主義を堅持することは現在と変わりませんが、従来から審査遅延の要因をなしておりました出願人による自発的な補正をなし得る期間を出願後六カ月にすること、方式に違反している手續に対する却下処分を新設すること、補正却下の決定の制度を廃止すること等手續面での簡素化、合理化を行なうことにより審査処理の迅速化をはかるものであります。

第二は、先願に關する規定を整備したことであり、特許制度の根幹は技術の公開にあるという点にかんがみ、公開されないものは先願の地位を持たないこととし、また、請求範囲以外の記載事項をも発明の新規性判断の基準とすることとして先願者の権利の保護を厚くすることにより、単なる防衛のための出願をしなくても済むようにいたしております。

第三は、本改正法案施行日現在の未処理案件につきましても審査促進の見地から原則として改正法を適用することとしたことであります。現在、特許庁には二十万件余の特許未処理案件が累積しておりますが、今回の改正による簡素化、合理化された手續を適用することによって、可及的すみやかにその処理を終わし、新法の円滑な実施を行ないたいと考えたわけであり、ただし、出願に

對する拒絶の理由等の権利の実質的内容に關する部分につきましましては、期待権尊重の見地から従来どおりの処理をいたすことにしております。

このほか、審査官は三年以内に出版公告等をするように定めなければならないこととし、審査促進の姿勢を明確にいたすとともに、出願分劃期間の制限、特許料納付方法の改正等につき現行特許法の諸規定を整備改善いたしております。なお、本改正法律案は、本年十月一日から実施いたしたい所存であります。

以上が本法律案の概要であります。何とぞ慎重御審議の上御賛同くださいますようお願い申し上げます。

次に、実用新案法の一部を改正する法律案につき、その提案理由及び概要を御説明申し上げます。

最近において、実用新案登録出願の増加は目ざましく、このため特許出願と同様に、実用新案登録出願の審査も大幅におくれ、現在では一件当たりの審査に要する期間は、平均三年余に達している状態であり、実用新案制度が、比較的簡便な実用的考案を対象としていることを考えますと、このように出願から権利の付与までに長期間を要するといふことは、この制度の意義をはなはだしく減殺する結果となつてゐる次第であります。

このような事態を改善し、実用新案制度の本来の機能を發揮させるために、工業所有権制度改正審議會は、三年近くにわたつて実用新案制度のあり方について慎重審議を重ねてまいつたのであります。その結果、権利の迅速な付与ということが最大の要請であることにかんがみ、簡略審査制度の採用を骨子とした改正を行なうべき旨の答申を得た次第であります。

本法律案は、この答申に基づき、さらに關係各方面の意見を取り入れて、作成いたしましたものであります。次に、本法律案の概要について御説明申し上げます。

第一は、公開方式による簡略審査制度を採用したことであり、すなわち、出願については、まず形式審査を行ない、出願後六カ月を経過すれば出願内容を公開し、公開後六カ月間は一般から異議の申し立てを受け、この間に異議の申し立てのない出願はそのまま登録し、他方異議の申し立てのあった出願は、その申し立てに基づいて審査するといふものであります。これは、処理の迅速化をはかり、もつて実用新案制度の本来の機能を十分に發揮せしめようという趣旨に基づくものであります。

第二は、審判制度の合理化であります。すなわち、拒絶査定に對する不服審判における審査前置制度を採用するとともに、比較的簡単な審判事件については単独審判を行なう等その迅速な処理をはかるようにいたしております。

第三は、存続期間を公開後八年としたことであり、技術革新の目まぐるしい今日において、実用新案のような比較的簡単な技術を長期間独占させておくことは、かえつて技術の進歩を妨げることもなおります。これを考慮いたしまして、これを現行十年から八年に短縮した次第であります。

第四は、効力確認の審判を新設したことであり、すなわち、自己の実用新案権が侵害されたとき、または、侵害訴訟を提起した場合において裁判所が命令をしたときに、権利者が自己の権利に無効理由が含まれていないことの確認を特許庁に對し求めることができることとしたものであります。これは、実用新案権の行使を円滑にし、また、第三者の権利との調整をも考慮して権利の乱用を防止しようとするものであります。

その他、手續の簡素化、合理化等につきましまして、特許法の改正に準じて制度の改善を行なうこととしたのであります。

最後に、本改正法案施行日現在の未処理案件につきましましては、実体的な規定は現行法を適用し、手續の規定については新法を適用することによつて、その迅速な処理をはかることとしております。

なお、本改正案は本年十月一日から施行いたしたい所存であります。

以上が本法律案の概要であります。さらにこの制度改正とあわせて、予算、定員の充実に關する事項についても今後一そうの努力をいたし、その機能を十二分に發揮し得るようにつとめる所存であります。また、本来特許の対象は發明であり、実用新案の対象は考案であり、従来から特許に出願されるべき發明が実用新案に出願されている例が見られるのであります。これらにつきましましては、このたびの改正を契機として、極力特許に出願されるよう指導してまいりたいと存じております。

何とぞ慎重御審議の上御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○天野委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。各案についての質疑は後日に譲ることといたします。

○天野委員長 次に、内閣提出、機械工業振興臨時措置法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。板川正吾君。

○板川委員 新法について大臣に若干お伺いいたします。

大臣、きのう新法について参考人をお呼びで意見を伺つたのです。なかなか有益な意見がございました。その中でこういう提案がされておるのでありますが、大臣はそれについてどういうふうにお考えでしょうか。それは、日本は技術に關する理論、これはなかなか世界的水準をいくのだ、湯川さんの理論物理学にいたしましても、あるいは成瀬教授の歯車理論にいたしましても、本多教授のはがねの理論にいたしましても、その時々世界の水準をいく理論は開發をするのだ、ところがその技術の理論を開發しても、それをなかなか応用、使つてくれるところがないんだ、これはなぜかという

と、企業は非常に進歩的ではあるが、一面保守的なんだ、新しいものは危険なり。アメリカの技術を買ってきて、諸外国の技術を買えば、これはどこでも実験済みのところですから、これはもう安心して使う。しかし日本人が理論を開発して、これならいい機械ができる、これならいい技術でりっぱな機能をもった部品ができる、こう言っても、なかなかそれを応用してくれないんだそうであります。そこが、日本の技術振興、機械工業の振興上大きな問題点だろう、こう言われておりまして、たとえば新しいギアにいたしまして、どこかで使って、そうして一年なら一年くらい使うとどこが悪いというのが具体的にわかる。わかったらそれをどういうふうに今度は直したらいいかということは何回か試行錯誤的に研究に研究を重ねて改良して、初めてりっぱな機械ができるのだ、こう言っておるのです。政府の中には新技術開発事業団というのがあるのです。これは科学技術庁にそういう制度があるのです。この制度をもっと全面的に生かして、そうして新しい理論で新しい技術が開発されたら、それをひとつ国の費用である程度試験して使う。今度は試験、研究、試作も含めておりますが、これを大いに活用すべきだと私は思うのです。その点で大臣の所見を承りたいのです。

○三木国務大臣 板川さんのお説は私もごもっともだと思います。しかし、新技術開発事業団なども、そういう何か発明があったら、そのギアならギアをそこで使ってみて、そして一般のものに普及しても、その安全性があるような、そういう仕組みにはちょっと新技術開発事業団が乗ってこないのではないかと懸念もいたしますので、これは実際問題として新しい技術が発明されても、企業が直接にこれを使ってみるのに多少の不安があつて、それを企業化していくものと技術の開発との間のつなぎというものは、何かやったりくふうしてやる必要があると思います。それは研究さしてもらいたいと思います。

○板川委員 大臣に理解を深めてもらうために、

ひとつ科学技術庁から来ておりますから、科学技術庁から、新技術開発事業団の構想、運営、その実績、こういったものを説明してやってください。

○谷敷政府委員 新技術開発事業団は、昭和三十六年に設立をされました政府機関でございますが、何をやるかと申しますと、主として「企業化が著しく困難な新技術について企業等に委託して開発を実施すること」というのが最も主要な事業でございます。これはどういうことかと申しますと、たとえば大学なりあるいは研究所等で新しい技術が発明されました場合に、これを企業化に移そうというときに、どうも企業化についてはいろいろむずかしい点がありまして、会社が自分の金なりあるいは自分の責任において金を借り入れてそれを企業化しようというのには、ちょっとむずかしい問題があるというふうなものにつきまして、全額事業団がその金を出しまして、企業に開発の委託をするというのが最も大きな事業になっておるわけでございます。その方法といたしましては、毎年事業団におきまして、各試験研究所、大学等に働きかけまして、何かあなたのほうの研究の成果で開発が困難だけれども企業化したいものはありませんかという公募をするわけでございます。それに応じて出てきました課題を、事業団に設置されております開発審議会というところにかけてまして、この審議会ではひとつ取り上げたらいいのじゃないかというふうになりましたものを、次にはそれじゃこの会社を委託をするかというところで、もう一度審議会を検討をしていただきまして、それじゃAならAという会社に委託したほうがいいだろうということになりました場合に、その会社に必要な金を渡しまして開発の委託を行なうという仕組みになっております。そこでもしこの開発が失敗いたしましたならば、委託費は返還は不要でございますが、成功いたしました場合には五年以内に委託費を返していただく、こういう状況でございます。現在までの事業団の活動の状況は、この資金は全部政府出資でございまして、四十一年度までに二十六億四千六百万円の政府出資が出されております。取り上げました課題は、現在まで四十三件の課題を取り上げまして、そのうち三十九件はすでに委託済みでございますが、四件についてはまだ手続を進めておるわけでございます。

○三木国務大臣 非常にごもっともな御提案で、

通産省にも技術の開発のために関係することが多いが、科学技術庁にもそういう機構が予算もつけてございまして、これは両方がタイアップして、そしてある場合にはやはりわれわれが科学技術庁の予算の拡大に努力しながら、その技術開発の目的を達するように努力する必要があると思ひます。そのように努力をいたしたいと思ひます。

○板川委員 これはこの前大臣に言ったかもしれないが、研究投資というものが日本は少ないのです。パーセンテージについては、この前すでに申し上げてありますからあえて二重に申し上げませんが、非常にパーセンテージも少ない。しかも外国では、さらに軍の費用、国防費の中から新技術開発ということをやっておるようですね。ところが日本は、そういう面の支出というのは御承知のように限られた範囲であります。そうすると、試験研究のために企業の投資というものが本来ならば外国より高くなっちゃ外国の技術に伍していけないと思ひますが、従来どうも日本の研究投資というものは非常に少ない。これを税制、金融等のある程度の特別措置をしてやって、そうして技術開発研究投資のための——これはほかのほうの営業に使ったり何かするのじゃないけないうのが、技術投資のための研究開発準備金制度のようなものをつくって、もっと技術開発に通産省が、これを行政指導を強化すべきじゃないかと思ひます。いかがですか。

○三木国務大臣 この研究準備金制度というものは、われわれとしても必要だということでは、現実に努力したのですが、この話が通産省との間につかれないのが実情です。しかし考えてみると、こういう開放経済下における技術開発ということは、競争の原動力になるでしょうから、来年度はひとつ予算にはぜひこれを現実させたいと思ひております。そういうことで多少余裕のあるときにそういう準備金を持つということが、企業における技術開発を促進するために非常に力になると思ひます。来年のことを言うのが笑うというけれども、来年度予算で実現するように努力

が、われわれとしても必要だということでは、現実に努力したのですが、この話が通産省との間につかれないのが実情です。しかし考えてみると、こういう開放経済下における技術開発ということは、競争の原動力になるでしょうから、来年度はひとつ予算にはぜひこれを現実させたいと思ひております。そういうことで多少余裕のあるときにそういう準備金を持つということが、企業における技術開発を促進するために非常に力になると思ひます。来年のことを言うのが笑うというけれども、来年度予算で実現するように努力

をしてみたいと思っております。

○板川委員 通産大臣は来年も留任するという説がありますから、ひとつ大いに努力してもらいたいと思うのです。工業関係なら一種の減耗抑制と同じようなものなんですね。景気のいいときに、あるいは利益があつたときに積み立てておいて、そしてその金を研究投資に使うのほうがいい、そのかわり期限は三年以内とかいうような期限があつてもいいと思うのです。いづれにしてもこの研究開発準備金制度というものをつくらせ、民間企業の研究費を大幅に優遇してやる、いろいろな面で優遇してやる、そうでないと、日本の技術というのは開放体制下において外国にいつもおくれをとる、あるいは外国で開発した二流のものを買つて、特許料として払う、こういうことになるわけはない。いづれにしても外国と肩を並べるわけにはいかない。あとにくつくことはできても。そういう意味で、外国等では軍の研究等もそのほかにあるんですから、ひとつ大いに企業の研究投資ができるような制度を次の機会に検討していただきたいと思ひます。

それからこれは局長でいいんですが、四十年年度の融資が余りましたね。不景気で注文がなかったために機械法における融資が余つちやつて、それが繰り越しになって、ことは少なくなる、四十年年度は少ないということになってまいっておりますが、こういう余るような場合には、融資対象というものをある程度幅を広げたらどうだろうか。大蔵省は機械だけその五〇〇程度融資してもいいということでしょう。しかし機械のほうも借りる人が少なくて金があるというようにときには、機械と機械を備えつける工場施設、建物、こういうようなものに融資対象を広げて、せっかくつくった予算のワタを残すことのないようにすべきではないか、こう思うのですが、いかがですか。

○川出政府委員 私も先生の御指摘のとおりだと思います。四十年年度につきましては、確かに当初の予算は百二十五億でございましたが、相当の使

い残しが四十一年度に繰り越されることになっております。その際に特定の機械だけでなく、たとえば建屋そのほかの合理化に役立つ設備投資につきまして、融資対象にするように努力をいたしました。四十年年度についてはそれが実現しなかつたわけでございます。これは開銀法上も、機械設備以外のものも許されているわけでございまして、四十一年度、つまり本年度はぜひともその点は実現したい、かように考えております。

○板川委員 大臣に戻りますが、輸出の面から見ましても、機械類の輸出というのは大きなウェイトを占めております。今後、機械の技術水準というものを上げなければ、輸出市場においておくれをとることになりませんかと思ひます。輸出をふやすためには、まず国内で、相当の消費がなければ——できたものをすぐ輸出するんじゃないんですね。カメラでも何でも、あるいは繊維品でも、日本国内で相当な消費量があつて生産規模が拡大して、それに見合つて輸出がふえていくんです。国民が消費も何もしない、使ひもしないものが、輸出だけ伸びるといふことはいいですね。ですから国産機械の使用を奨励する運動、これを強制するわけにいきませんが、奨励する啓蒙なり運動というふうなものを強化すべきじゃないか、こう思うのです。アメリカでは日本の品物、たとえば日本の鉄鋼にしましても、アメリカと同じ値段なら絶対に日本のものを買わないそうです。一割ぐらい安ければ、それじゃ日本のものを買つてやろうかな、アメリカの市場で売られるものよりも日本のものが一割から一割五分安ければ買ひます。同じ値段なら外国のものは絶対に買ひません。これが普通の国の常識のようになっていまして、ところが、官公庁あるいは外郭団体等で總裁クラスの連中が、あるいは副總裁とか申す御仁が、たとえば自動車の場合には外国車を使つて、ベンツの高級車を買ひ回している、こういうような例もあるのです。これは大臣の監督下に数件あります。これでは、せっかく機械の水準を上げて競争力をつけさせてやろうということで、国民的な運動の

もとに——総理大臣あるいは大臣でも国産車じゃないですか。

○三木国務大臣 国産車です。

○板川委員 それを外郭団体の何がしはベンツに乗らなくちゃならない、こういう理由はないと思ひます。外国のお客さんが来たときには、日本でもおかげさまでこれだけ機械工業が発展してこれだけの自動車ができるようになった、たとえばベンツから見れば若干悪いかもしれぬ、しかしあと五年後見てもらいなさい、ベンツと肩を並べるようになります、こういうことをやはり宣伝するような指導をする、国民的な運動がそこになければいけませんね。ところが、私の調べた範囲で、通産省の外郭団体の總裁なり、理事長なりというものがベンツに乗らなければいけません、悪いというふうな顔をしてるのはまずい。大臣はこれについてどういうお考えでしょうか。

○三木国務大臣 国産機械の奨励は、日経連を中心にして積極的に奨励運動をやっておりますが、われわれ通産省としても国産の機械を使うような奨励というものは今後とも強力にやつていかなければならぬ。これは機械が悪ければ、悪いものを使えということを強制はできぬが、今日になってくると、日本の機械類も国際的な水準になっているわけですから、そういう点で、この点は国民の自覚を促す意味において、これは今後とも一つの国民運動として展開していかなければならぬ問題と思ひます。

自動車の話は、これは通産省の管轄の中にあるということですが、至急に買い換えをさせたいと思ひます。ますますというわけには参らぬと思うが、時間的の多少の余裕を置いて、通産省関係は全部国産車、こういうことにいたします。今日国産車はわれわれも乗つてみて不便はないですから、民間の人まで規制するわけにはいきませんけれども、こんなときに役所の者が外国車に乗るといふことはよくない。だから、ある期間を置いて全部国産車に変えるつもりです。

○板川委員 次の質問者の時間があるそうですか

ら、新技術開発事業団の運用というの、科学技術庁、ひとつ帰つたらこの点の強化について努力していただきたいということを要望して、私の質問を終ります。

○天野委員長 中村重光君。

○中村(重)委員 昨日参考人にいろいろ意見を聞いたわけでありまして。そこで大臣にお伺ひするのですが、この提案理由の説明でも、「内需の拡大もさることながら、輸出について従来以上に積極的な努力を傾注しなければならぬ」と考えられます。」というのを言つておられる。そのとおりだと思ひます。そこで昨日の参考人の意見を聞いてみましても、アメリカに対して相当な伸びを示している。しかもそのアメリカが輸入をしている諸国の中で、欧州を圧倒的に押えている、こういうことなんですね。しかしアメリカの生産量から比較すると、輸出は伸びておるといひながらも、わずかに一・五％だと思ひます。これはネジの問題を中心としての意見を申し上げておられるわけですが、しかし前途は非常に希望を持てる、こういうことなんです。しかしこれは簡単なことではないであらう。政府にしても業界にしても、相当積極的な努力を傾注する必要があるであらう、こう思うのです。それと、私も感ずるところは、この輸出をアメリカにほとんど依存するといふ態度だつた。それではだめであつて、やはり低開港地域等に対する、あるいはその他のアジアの諸国に對するところのシェアを拡大していくといふこととでなければならぬと私は思ひます。それについて、今後改正をする期間の延長でありますけれども、内容的にも単に期間を延長するといふことだけではなくて、相当な検討といふものがなされておるだらうと私は思ひます。そこで、輸出を伸ばしていくといふことについての計画も立てておると思ひますから、まずそれらの点に対して見直しをお聞かせ願ひたい。同時にこの輸出の見直しということからは、即国際競争力という点に對する見直しというものが立てておるはずでありますから、それらの点に對しての考え方を聞かせ願ひたい。

○川出政府委員 日本の輸出の中における機械の伸びは、目ざましいものがございます。この前申し上げましたが、昭和三十年度は二億八千万ドル、三十五年度は十億ドル、四十年度は約三十億ドルということで、飛躍的にふえてきております。長期の見通しでございますが、この前開始されました中期計画では、四十三年度の目標を四十億ドルということにしております。そのほかの長期の見通しというのは、現在のところまだ公式のものはないわけでございますけれども、現在は三五%程度でございまして、将来は全輸出の五割ぐらゐは機械で占めるようにしたい、かように考えておる次第でございます。機械の輸出につきましては単にアメリカ市場だけでなく、おっしゃいますように東南アジアあるいは共産圏を含めまして、全世界に進出することがよろしいのではないかと、いふに考えておる次第でございます。

○中村(重)委員 考え方はわかるのです。しかし、その考え方を實現するための施策というものがなければいけません。それに対してはどういう構想を持っているのか。またあなたの考え方を實現するに際しての問題点というものは、どこあたりにあるだろうか。そういう具体的な考え方をひとつ聞かしていただければどうにもならぬと思う。

○川出政府委員 機械工業の輸出につきまして、何といたしまして、その機械の品質が非常に良好であり、それから価格が低廉であるということが根本であろうかと思ひます。つまり、一口に言いますと、国際競争力を持つということでございます。したがって、この機械振興法の目標としてまいりました点も、過去におきましては、自由化に備える措置をとってまいりましたが、今後は輸出振興にむしる重点を置いていくための近代化、合理化あるいは生産体制の整備ということが、何といたしまして根本であろうかと思ひます。この根本の施策を根底に置きまして、いろいろ輸出振興対策が一般的に、あるいは

個々の業種について具体的に、現在とられておるわけでございます。たとえば一般的な対策としては、輸出金融面の措置でございますとか、あるいは税制による恩恵の措置でございますとか、あるいは延べ払いの措置でございますとか、後進国に対する経済協力の問題でございますとか、そういう一般的な措置はございますが、それにあわせて、工作機械工業の輸出についてはどういふふうにするのか。たとえば海外にセンターを設けて、そこに展示をするような点を、現在工作機械についてはとっております。またネジについてはどういふふうにするか、具体的な措置を並行してやっていく、かように考えておる次第でございます。

○中村(重)委員 そこで金融の問題、税制の問題、金融の問題は即金融をつけるというだけではなくて、金利等も当然できるだけ低金利をもつて融資をしていく。そのことは即財政資金を投入していくということだろうと私は思う。昭和三十六年の改正の際に附帯決議がつけられた。その附帯決議は、「所要設備資金の確保並びに政策金利の引き下げ等金利負担の軽減を図ること」というのがあるわけですね。財政資金というのは、開銀に対するところの投融資というふうなことで、確かに伸びています。十分であるかないかというところは別として、それは認めるわけですね。ところが政策金利の引き下げ、この点に対するところの配慮はなされていらないのであります。どうですか。

○川出政府委員 御指摘のとおりでございます。以前から三十五年、つまりこの前延長する以前の五カ年間は、融資のほうは約百十億ぐらゐでございました。確保された融資は百十億ぐらゐでございました。金利は六分五厘であります。それから三十六年から四十年までの延長された五年間につきましては、確保された資金は約五百三十億でございます。これは飛躍的にふえたわけでございますが、金利のほうは七分五厘というところで、逆に一分上がったわけでございます。したがって、量は確保されましたが、御指摘のように

金利のほうはむしろ上がったというのが実情でございます。

○中村(重)委員 大臣お聞きのとおりです。あなたがお考えになつても金利は下がるだろう。こういう法律をせつかくつくつて、輸出をできるだけ伸ばしていく、こういうことなんですね。ところが逆に院の意思としては、政策金利の軽減をはかれない附帯決議をつけられておる。これは三十六年の改正です。それまでは六分五厘であつた。これが改正案も通つた、附帯決議ももちろん通つたわけですね。ところが逆に六分五厘が七分五厘に引き上げられた、こういうことであつてはならぬと私は思ひます。どうして引き上げることになつたのか。その説明も聞きましようが、一応の考え方として大臣どうでしょう。これはどう直していくのかということについて、あわせてお答えを願ひなければならぬ。

○三木国務大臣 中村さんのおっしゃるとおり、こういう振興法が通つて、金利が高くなるということ、これは政策の方向としては好ましくありません。そのときは、いま重工業局長からあとで説明があると思いますが、資金の需要量なども非常にふえてきて、開銀の資金コストなどで、初めのうちは少なかつたのが、だんだんと資金の需要量が多くなつてきて、そのことが、六分五厘ではなかなか資金コストの上において困るというふうな事情が出てきたやうであります。それはまあ一銀行の理由であつて、政策の方向としては、お説のように一般の金利水準よりはできるだけ引き下げていくということと奨励をしなればならぬ。それで、将来に努力するということ、きょうはいふ多量に努力するけれども、この問題も努力をしてみたいと思つています。

○中村(重)委員 局長から一分引き上げについてのお答えもあるのかもしれませんが、もつと院の意思を尊重なさなければだめです。附帯決議をつける。そのとき大臣は、御趣旨に沿つて善処をいたします。そういうお答えをなさる。これはきまり文句じゃないはず。少なくともそう

いう気持ちで附帯決議に対しての大臣の意思表明がなされるであらうし、そのことは即實現されなければならぬのじゃないでしょうか。さらにまた事務当局としても、それは大蔵省その他金利を引き上げることについての強い要求というものもある、結局その圧力に屈服するというものであらうと私は思ふ。しかし少なくとも院の意思がきまつた以上はそれを尊重する、逆に大蔵省に対する抵抗というものを強めていくということ、附帯決議を単に気休めにつけるという形で受け取られたのでは、私たちは絶対に納得できないです。だから、今度の国会におきましては附帯決議をつけて――まあ、つけるについては簡単じゃないのです。各党においてもそれぞれ機関で十分議論をして、そして一つの考え方をまとめるのです。与党はなおさらそれなりの努力をしておられる。それで意見が一致して附帯決議という形がなされるわけですから、それが問題にされないというのであつてはしうがないじゃないですか。私は、大きく言えば、それは議院政治そのものの否認にも通ずる、そういうことであつてはならぬと思ふのです。

それで、三十六年の改正において附帯決議がつけられて、直ちに一分引き上げたというふうなことになる。こういう理由によつて引き上げることになつたというふうなことも委員会に報告をされたのかどうかそれは知りませんが、もしも、全く逆な扱いをしようというふうな場合には、院の意思を尊重するということ、まあ、もう少し誠意ある態度をおとりになる必要があるだろう、私はこう思ひます。これは事務当局に対してお答えを願ひよりも、大臣からそのお答えを願ひなければならぬと思ひます。

○三木国務大臣 ごもつともです。附帯決議がついたものは、あくまでも附帯決議の趣旨を政策の上で生かされるように努力をすべきことが当然であります。今後ともそういうことに対しては十分気を付けてまいりたいと思ひます。

○中村(重)委員 実は、この問題について輸出の振興に相当力を入れているという態度のようであり、また、東南アジアに対する輸出の見通しであるとか、南北朝鮮に対する見通し、さらにこれに関連をいたしまして北朝鮮の貿易のいかに伸ばしていくかという考え方のなかのといったようなことについて大臣にお尋ねをする予定であります。きょうは時間の関係もあるようであり、また、あらためてこの問題だけでなくて全般的な貿易の問題としてそのことはお尋ねをいたしたいと思っております。きょうは省略をいたします。

そこで、この法律案の内容について触れてみたいと思うのですが、第一次に五年の臨時立法であった、次にことしの六月までの五年間の期間延長をおやりになったわけですね。今度また五年延長しようというのですが、どうしてこう、何というかこま切れ延長をなさるのか。また五年延長することにおいて、もう四度の延長ということはお考えになっておられないか、その点を伺いたいという点と、それから延長するにあたって恒久立法としての必要があるのかないかという点について、必要検討なさったかと思いますが、それらの点に対してはどういうお考えなのか伺ってみたい。

○川出政府委員 機械工業振興臨時措置法は、臨時立法として当初からスタートしたわけでございます。当初五年で、なお延長すべきことが検討されて、五年、今回さらにまた五年というふうになったわけでございますが、これは私考に、この臨時措置法の内容が機械工業の振興対策でございまして、その内容はいろいろございまして、金融による設備改善あるいは税制措置による負担の軽減、それから合理化カルテルによる体制の整備、これは独禁法の適用除外になっておりまして、内容につきましてこれは永久にやっていると性格のものよりも、振興計画を立ててそれに対する臨時的な措置としての性格が濃いわけでございますので、これは五年の延長

長がいいか十年の延長がいいかという議論はございませぬけれども、従来恒久立法の形ではなくて臨時立法としてきたわけでございます。なお機械工業の基本的な問題について将来恒久的な立法をつくるかどうかという問題は、これはまた別個の問題でございますので、この臨時措置法はさらに五年間の期限が延長されるわけでございますから、その間において検討をすべき問題ではないかと考えております。

○中村(重)委員 中小企業庁は来ていますか。委員長、この法律案というものは、所管の局は重工業局だけれども、中小企業に關係する法律案です。だから出席要求があるなにかかわらず中小企業庁は当然出席をしておくべきだ。長官にぜひ出ておけと私は言わなければ、次長だって出るわけだろう。

○天野委員長 さつそく呼びます。いま連絡しております。

○中村(重)委員 委員長にも注意をしておきたい。

企業庁とはこの期間延長についての話し合いをなさったのか。またこの法律の運用にあたって企業庁とはどういう話し合いを持って法律運用をしているのか、どうですか。

○川出政府委員 この法律の延長案の作成のときには十分中小企業庁と連絡をした上で決定いたしました。またこの法律の運用にあたっては企業庁とも十分連絡をとりながら進めたいと思っております。そのほか、法の運用にあたっては基本計画の進捗状況、資金の確保の問題につきましても、これは開発銀行とともに中小企業金融公庫も金を出さすことになっております。たとえばそういうような問題につきましても中小企業庁とは密接な連絡をとっております。なお中小企業関係の法律で近代化促進法というのがございます。これにまた機械の相当部分が指定をされておるわけでございますが、これは大体機械工業振興臨時措置法と目的を同じくするような法律でございまして、もちろん近代化促進法のほうは機

械工業だけではないわけでも、機械工業につきましても同様の目的を持っておるわけでございます。また、これにつきまして数機種については機械工業振興臨時措置法のほうの指定をすること、近代化促進法のほうの指定にもなっているような次第でございます。

○中村(重)委員 きのうの参考人にも私お尋ねをしたことですが、あなたお聞きになっておられたと思いますが、この中小企業近代化促進法と若干ダブっているのがあるのじゃありませんか。

○川出政府委員 現在七機種ほど重複指定になっております。

○中村(重)委員 それはどういふことですか。まあ重複してやっていることにそれだけ特別な施策が講じられることは、それはいいと私は思うのです。思うのだけれども、特に七機種だけが重複するということになってくると、いろいろな弊害というものが出てこないのかどうか、その点どうなんですか。

○川出政府委員 近代化促進法のほうは、これは中小企業でございまして、中小企業という点で指定をされます。そういう関係から機械振興法のほうの指定の中で中小企業が圧倒的に多いのは重複してゐるわけでございます。なお、重複することがいいか悪いかという御指摘のようでございますが、これは法律の目的は、先ほど申し上げましたように、近代化、合理化という問題については同じでございますけれども、その手段におきまして共通のものあれば共通でないものもございまして、たとえば近代化促進法に指定をされまして、税制上特別優遇の恩恵がございしますが、これは機械振興法にはないわけでございます。したがって、これはダブル指定にしておいて、近代化の特別優遇の適用をしたほうがいいかと思ひます。また、合併の場合等に、近代化促進法では高度化資金から、一件三千万円を限度といひまして、合併に伴う設備の近代化について無利子の融資が可能になっておりますが、かような措置は、機械振興臨時措置法につきましてはたと

え中小企業でもないわけでございます。これも近代化促進法にある措置であつて、機械振興法にはない措置であります。また逆に、機械振興法による中小公庫の融資は、先ほど先生の御指摘がございましたように、七分五厘でございますけれども、近代化促進法の設備融資は七分九厘でございます。これはやはり機械振興法の適用によつてより低利の融資の対象にするほうが得策ではないか、かように考えます。そのほかにも若干共通のもの、あるいは違うものもございまして、両方のいいところをとつて運用したほうがよろうかというところで重複して指定をしております。

○中村(重)委員 そうすると、いまの七機種は中小企業の製品であるということとはつきりしている。三十九機種の中に大企業、大メーカーの製品と中小企業のと両方あるのだらうかと思うのですが、内訳はどういうことになっておりますか。

○川出政府委員 指定されました三十九機種必ずしも同一ではないと思ひますが、ならして申し上げますと、八六・四％が三十九機種の中の中小企業ということになっております。

○中村(重)委員 きのう参考人の意見をただした中で感じるのは、機種をあまりふやすということはどうも好まないのじゃないかという感じがいたしました。あなたがあなたはお感じになりませんでしたか。それでこの機種をふやすということについて業界のほうからどういふ反応が示されておるか、選定はどういう形でなされておるか、そこあたりの扱い方、それからいま申し上げた業界の反応、業界のそういう動き、それらの点についてお尋ねいたします。

○川出政府委員 これは当初、臨時措置法ができました当時は二二指定をしておりました。それから、目的を達したものは適当な時期に削除したのもございまして、三十六年の改正によりまして追加になりました。現在三十九になっております。今後も目的を達したものは削除するものと、業界から追加指定の要望が出ておるものもございまして、たとえば工業用ミシンでございます

とか、鉄道車両の関係でございしますとか、そういう要望の強いものはよく検討した上で今後も弾力的に追加をしていきたい、かように考えております。

○中村(重)委員 御承知のとおり技術革新が急速に進められていて、十年もたちますと、当初の振興計画によって機種指定をやったのが、十年後も指定をしなければならぬということで指定の必要がなくなる。これは目的を達成して指定からはずすというのもありましようが、当初の計画に一応乗ったけれども、これは目的を達成することはいろいろな事情において不可能であるというのもあるのではないかと。そういう場合に、一度指定をしたならば、これは目的を達成しなければ指定を取り消さないという態度で進んでおられるのかどうか、そこらの扱いはどうなんですか。

○川出政府委員 目的を達成しない限りは絶対にどこまでも指定をしていくのだという方針はとおっております。現在のところ、目的を達成したのについて削除をしていく、結果はそういうふうになっておりますが、方針としてはそういうものも弾力的に考えておるわけでございます。

○中村(重)委員 だから、一応振興計画の中に入れた、入れたけれども、技術革新が急速に進められておる中において、これはもうおそろしく目的達成が不可能である、そういうものははずすということだとしてあり得るだろうと私は思う。ところが現実にはそれをおやりになっておられない。目的を達成したもののみがはずされておる。いまのあなたの御答弁からはそのようかがある。私は法律の運営というものは弾力的になされなければならぬと思うのです。一度指定をしても、これはもう指定に準じておつてもどうにもならないのだというふうな場合ははずすことだとしてあり得るだろうと思うのです。同時に、予算関係においてしぼられてくることでありましようけれども、やはりこれは振興計画に乗せなければならぬというふうにあなたの方のほうで判断なさったならば、これは積極的に機種の指定を進めていくということ

でなければならぬと思います。そこらあたりがどうも少しいまの答への中からは弾力的な運営というものがなされていらないように感じるのです。その点どうですか。

○川出政府委員 その点は非常に気をつけておるつもりでございます。実現性がないものについて指定を継続するというような方針はとらないつもりでございます。現在指定しておりますのはいづれも機械工業の、大企業というよりむしろ中小企業、中堅企業を含む機種でございます。しかも非常に重要な機種でございます。指定をしたおるわけでございますけれども、目的を達したものは、先ほど申し上げましたようにだいたい削除したものがあつて、今後もそういう方向で、目的を達したものの、あるいは指定はしたけれども、実現性はほんとうに乏しいということがはつきりしたような場合は、これはもちろん当然はずすべきものではないかと、かように考えます。

中村(重)委員 具体的にいわけゆる当初計画に乗せたものでまだそのまゝの状態にあるものがどの程度あるのかという点も伺いたいのですが、時間の関係がありますから、これはまた適当な機会にお尋ねしたいと思ひます。

なお、三十七年以來の融資の状況を見てもと横ばいなんです。特に四十年年度になりまして開銀融資、それから中小企業の融資がぐつと下がつて半分程度になっておる。これはどういふことかという結果になったのですか。

○川出政府委員 四十年年度は当初融資のワケが百二十五億でございます。これは開銀銀行と中小企業金融公庫の合計でございます。しかしながら、機械工業は不況の影響をひどく受けてまして設備意欲が非常に減退したために、ワケの消化ができなかったわけでございます。したがって、相当の金額が四十一年に繰り越される見通しが強くなったことありまして、四十一年度の当初の新規のワケといふのは四十一年に比べますと相当額減つておる。御指摘のとおりでございます。

額をしたという点がいまのお答への中ではまだはつきりしないのですけれども、なおこれも昨日の参考人の意見を伺つて特に感じるのですが、この法律には合理化カルテルが認められております。そこでアウトサイダーの規制命令を出す道も開かれておる。ところがアウトサイダーの規制命令というものは、なかなかそういう道が開かれておつても、出すという点については慎重でなければならぬ。私は慎重であつたということによるしと思ふのです。しかしアウトサイダーの規制命令を出したというところは、おそらく一度もないだろう。業界は熾烈な要望をしておられるのです。きのうの参考人もそのことを強く望んでおられる。このアウトサイダーの規制命令を出す道が開かれておつて、そして業界もそれを強く望んでおるのに、アウトサイダーの規制命令が出さなれないというところは、どういふ事情であつたのか。業界が要望したが、アウトサイダーの規制命令などということはその及ぼす影響が大きいから慎重であることはよろしいのですけれども、あなたのほうとしての出さなかつたということについては事情といふものを伺つてみたいと思ひます。

○川出政府委員 アウトサイダーの規制命令は省令によつて出すわけでございますが、現在のところ六つの合理化カルテルをやつておりますが、これは通産大臣が指示した事項につきまして届け出をされたものでございまして、その加盟の人が非常に大きなウェイトを占めておる。あえてアウトサイダー規制命令を出さなくても効果があると判断をしたからでございます。業界からのアウトサイダー規制命令を出してくれという非常に強い要望は実は受けていないわけでございます。昨日の参考人の方の話、私も聞いておりますが、これはネジの工業会に属していない人の、会員以外のアウトサイダーが非常に多くて困るというふうな趣旨に私はお聞きしておつたわけでございますけれども……。

○中村(重)委員 そうすると、あれほど参考人が通産省に対しても、アウトサイダーで困つておる、

だからぜひひとつ規制命令を出してもらいたいのだということを言つておつたのですが、あなたは聞きになっておられませんか。工業会に属していないということがすなわちアウトサイダーでしやうからぬ。

○川出政府委員 現在、アウトサイダーにつきましては合理化カルテルをやつていないわけでございます。今後は延長された法律の運用によりましてやろうというところを検討はいたしておりますけれども、今後の問題としてはそういうことになつてくるかと思ひますが、現在のところはなないと思ひます。

○中村(重)委員 私はアウトサイダー規制命令を発動しろというのを言つてゐるのではありません。これは慎重であるべきだと思ひます。だからこの点に対しては、あなたのほうでどうして出さなかつたかといふふうな受け取れないように、だがしかし法律をつくらなければ、それに対する業界のいろいろな要求がその法律に基づいて出されるであります。それに対しては十分事情を調査をして、そして業界の動きを把握しておくという点も、この法律を効果的に運用していく上においては必要であらうと思ひますから、だからしてあなたにそのことを申し上げます。参考人として呼んだ業界の人があれほど必死に言つてゐるのに、あなたは全然それをいまだに聞いてゐるが、ありませんというだけでは、あなたのほうは業界の動きを十分把握しておられたとは私は言えないと思ひます。だからしてそれらの点については十分このことも、この法律の効果的な運用をしていく上において配慮をされる必要があるであらうという点だけを申し上げておきます。

影山さんおいでになりましたが、あなたがおいでになる前にいろいろと中小企業に対することについてお尋ねをして大体わかつたのですが、あなたのほうとしてもこの前三十六年の改正の際に、この「業種の指定、資金の確保その他本法の運用に当つては中小企業の体質改善と育成強化を目的に重点的に行なふこと」という附帯決議がついて

いるという事は御承知でありましょう。特にこの機械法の対象になる中小企業というのは、重工業局長のお答えでわかったけれども、八六・四％ですね。しかもそこへ中小企業金融公庫から相当な資金というものが出されておる。したがって、この法律についての関心を中小企業庁のあなたとしては十分お持ちになっておるであらう、こう思うわけですね。機械法の指定の問題であるとか、それからネジ業界にしても三千企業という、中小企業がばく大な数にのぼっておるわけですから、中小企業庁としても、いろいろこの法律の運用にあたっての御意見というふうなものもあるであらう。いわゆる機械法の指定の問題、金融の問題、金利の問題、相当いろいろあるであらうと思ひますから、それらの点に対して中小企業庁としての考え方をお聞かせ願ひたい。

○影山政府委員 先生の御説のとおり、中小企業の分野がこの機械工業振興法の対象業種についても非常に大きいわけでありまして、中小企業対策の観点から、重工業局のほうとも従来から密接な連絡をとりながら実施をいたしておるわけでありまして、中小企業金融公庫等におきましても、その他設備近代化資金の点においても、中小企業対策の推進の見地から協力をしておるわけでありま

す。

○中村(重)委員 もっと具体的に考え方を示し願ひたい。今度三十九機種になるのですね。そうして五年間の期間延長になる。だからして、その点に対してはどうお考えになるのか。

それから中小企業者からいろいろあなたのほうにもこの法律の運用について要望がなされておるであらうと思ひます。昨日の参考人の意見を聞いてみても、期間延長だけでなく、いろいろ内容的な注文があったわけでありまして、だから中小企業振興の立場から、あなたのほうは業界との接触もさらに密でありますから、そういう点についていろいろと御意見もあるであらう、こう思うわけですね。だからそれらの点に対して、具体的な改正案に関連をいたしまして、あるいは今日までの

法律の運用にあたってのいろいろな御意見等もありませんから、それらに対するお考え方を聞かせていただきたいと言っておるのです。

○影山政府委員 施策を進めていく上におきまして、金融面が一番の問題でありまして、中小企業金融公庫の融資につきましては、昭和四十一年度におきましても、機械法関係におきましても、二十五億円のワケを計上いたして、金利も七・五％という特別金利によつてこれを推進していきたいというふうな考えでおるわけでございます。

それから中小企業近代化促進法と機械法との業種が重複する部分もございまして、その中ですでに七業種等につきましては重複をして指定をいたしておりまして、たとえば合併の税制の恩典というふうなものについては、中小企業近代化促進法のほうの税制の恩典というふうなものもこれに均てんさせておるわけでありまして、両者相まちまして機械工業の振興、中小企業の振興ということを進めていきたいと思ひます。

○中村(重)委員 そうするとあなたのほうは、今度三十九機種になるわけですから、いまのところ三十九機種でよろしい、別に中小企業者のほうからあなたのほうに機種指定についての要望というものがなされてない、そういうお考え方ですか。

○影山政府委員 さらに機種指定につきましては拡大したてみたいと思ひます。

○中村(重)委員 しかしこの機種は、別に法律ではありませんから、拡大していけるわけですから、大臣も実情を十分御調査くださつて、そしてふやすものはふやしていく。整理するものは整理していく、こういうふうなやつてもらいたい。さらにこれも参考人のきのうの意見を私聞いて感じるのですが、生産技術の公表、これは技術革新が非常に進んでいるのですね。したがつてこの生産技術の基準を公表するということがこの法律の中にある。あるけれども、きのうの参考人はもうそういうものがあるのかないのかさっぱりわからな

い。二回尋ねてもお答えにならない。三回どうなんだというのを尋ねて、そういうものがあるやうでございませうというきわめてあいまいなんです。私はこの機械工業の振興という点からいたしまして、この法律をきわめて効果的に運用したいというところについては、この技術革新が、非常に急速に進んでおるという段階においてこの生産技術の基準というものを対しては、あなたのほうは相当の関心を持って取り組んでおられないと私はいかぬと思ひます。ところが十年たつた業界が、そういうものがあるのかないのかさっぱりわからぬといつたやうなところじゃ、これは通産省何をして

いるのだらうかという感じをうけたのですが、これは、いままで基準は、これは当然公表してきたのでしよう。けれども業界が、これは当然公表してきたことはあなたのほうもこれは単にお飾りだということじゃありませんか。それと一度公表しますね。ところが技術革新がどんどん進んでおるといふことになってまいりますと、すぐ立ちおくれになることがある。そういう場合にどうするか、こういう問題が出てくる。私はある意味においては、この制度というものが中心であるやうな感じがいたします。そうじゃないのですか。どうですか。

○川出政府委員 技術基準の公表の問題になるわけでございますが、これ現在公表しておりますのは三十九業種のうち鉄鉄鋳物、ダイカスト、粉末冶金、熱処理の四業種でございまして、いずれも中小企業が非常に大きな分野を占めておる業種でございまして、この技術水準というものは、きめることは業種によつてはなはだむずかしいわけでございますけれども、こういう基礎的なものにつきましては、生産工程の数でございますとか生産設備でございますとかあるいは検査設備でございますとか、そういう一般的な基準をきめて、これは三十九年にきめて現在に及んでおるわけでございますが、非常に技術革新に沿つて高度のものがある程度具体的にきめていくということになりますと、これはいろいろ検討しなければな

らない問題がたくさんございますものですから、現在はそういう公表をしていないわけでございます。法が延長になりましたら、そういうやうな問題につきましても今後急速に検討をしたい、かように考えます。

○中村(重)委員 これは大臣も関心があるところでしょう。あなたはこの間テレビに登場なさつて、科学技術の研究ということについて意欲的だった。三千二百億程度の研究費に対し、政府が九百億出す。そしてこれは民間にどんどんやらせるのだ、こういうことを言っておられた。私も大臣のあの意欲的な態度というものを対しては好感を持って聞いておりました。さらにこの法律の中に生産技術の試験研究を促進するための措置として機種を新たに指定をするということになった。このことも私は重大な関連を持つ、こう思うのです。同時にいまの生産技術の基準を公表するという問題、いま局長の答弁によつてもなかなかむずかしいというので、こういう重要な内容のものがあまり活用されていない。このことはせつかくの大臣の意欲的なものを、こういうことでは大きな成果をあげることはできない。だからしてこの試験研究を促進するというための機種を新たに指定をするという問題、それからいまの科学技術、いわゆる技術の導入の費用というのについては年間五百億以上金を支払いをしていく。テレビの中であなたの言われたように、これらは技術の輸出ですね。それから導入の費用、それはほとんどに持つていきたい、こういうことであつた。そのためにはこれは積極的にこの法律の運用にあつても生かされなければならぬと私は思ふ。したがつていまの公表の基準の問題等も直接間接重大な関連を持つてくるであらうと私は思ひますが、それらの点に対しての大臣のお考えをひとつ聞かして

いただきたいと思います。

○三木国務大臣 いま中村さん御指摘のように、日本の中で今後の施策の中で特に力を入れていかなければならぬのは、私は技術開発だと思ひます。よその国々にはやはり軍がありますからね。

これはよほど研究費をカバーしているのですよ、研究開発の費用は。日本は自衛隊がそういうふうなところまで手が延びていけないわけです。そういう点で今度の大型プロジェクトの予算を十億円つけたんですが、これは金額は少ないけれども、ああいうものの考え方というのを助長していつて、そして国が全責任を持って、私企業では非常に危険負担もやっつけていけないという限界があるわけですから、そういう点で国がやはり相当力を入れていかなければならぬ。だからこの法律の中でもいろいろ技術的には基準の公表などもむずかしい理由があるように思いますが、それはむずかしい、むずかしいと言っておるとだめでずから、やはりそれが技術の開発、発展に役立つようにできる限りこのむずかしさを克服するように、われわれも努力をいたしていきたいと思ひます。

○中村(重)委員 そのとおりだと私も思うのです。まあむずかしい、むずかしいということとは、これはそう言うことでせうか。そういう制度があつてもそれが生かされないというものであつてはどうにもならない。少なくとも大臣のそういう意欲的なもの考え方というものの実現が非常にむずかしくなる、それこそむずかしくなる、と思ひます。だからこれを中心にして、本来——きょうは強い附帯決議をつけたと思ひましたが、大臣の積極的な答弁を信頼することにいたしました。そこできょうは附帯決議はあえてつけませんが、局長も、金利の問題にしても附帯決議とは逆に、下げろという附帯決議に対して上げろというような、そういう議會を冒瀆するようなことが起こらないようにやってもらなければならぬと私は思ひます。同時に与党の理事諸公においても、これは十分お考えにならなければ、附帯決議とは逆なことを政府がやっておるということについて十分ひとつ関心を持っていただきたいというところを——これは与党に私が要望するのは変なようなかっとうですけれども、十分その点は、与党は与党という責任ある立場からお考えにならないければならない点であらうと私は思ひます。

それでは、いろいろ申し上げた点がこの後十分生かされることを期待をいたしまして、きょうは私の質問はこれで終わります。

○天野委員長 おはかりいたします。

本案の質疑はこれを終局するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○天野委員長 御異議なしと認めます。よつて本案に対する質疑は終局いたしました。

○天野委員長 次に討論に入るのでありますが、討論の申し出がございませんで直ちに採決いたします。

〔賛成者起立〕

○天野委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。

おはかりいたします。

本案に対する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○天野委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○天野委員長 次会は明後二十二日金曜日午前十時三十分委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時十分散会

商工委員会議録第十七号中正誤

ページ 段行 誤 正

一三六 との体質 政府 進めて

七二二 通めて

商工委員会議録第十八号中正誤

ページ 段行 誤 正

三九 設けぬ 設ける

三六 やむを得ない やむを得ない

二九 ボラントリー ボラントリー

四二 近時 近時

一五 中小企業者 中小企業者

二 会計 合計

三〇 長官は 長官に

商工委員会議録第十九号中正誤

ページ 段行 誤 正

七四 大阪あります 大阪とあります

八三 調査表 調査票

九一 中小業 中小企業

二末 定て 定めて